

(未定稿：平成28年12月)

# 果樹農業好循環形成総合対策 Q & A

## Ⅱ 果樹経営支援対策事業

## は じ め に

このQ&Aは、農林水産省が所管する果樹農業好循環形成総合対策に係るものです。

### <留意事項>

以下のものに収録されているQ&Aについては、今回の改正に伴い廃止します。

- ・ 果樹経営支援対策のQ&A（平成27年11月）（未定稿）
- ・ 果実等生産出荷安定対策の手引き（平成25年7月 公益財団法人中央果実協会）

### <関係規定集>

果樹農業好循環形成総合対策関係規定集（平成28年4月 公益財団法人中央果実協会）  
（果樹農業好循環形成総合対策に関する通知等を収録）

## 目 次

○ 趣旨等全般	1
○ 整備事業（産地計画、計画面積、対象園地、支援対象者、手続き、施行方法等）	
（産地計画等全般）	3
（計画面積関係）	6
（対象園地等）	8
（手続き、施行方法等）	10
○ 整備事業（優良品目・品種への転換）	13
○ 整備事業（小規模園地整備等）	23
○ 整備事業（廃園）	25
○ 整備事業（用水・かん水施設の整備）	26
○ 整備事業（本会特認事業）	28
○ 新植	30
○ 整備事業（確認関係）	38
○ 他事業等との調整	40
○ 産地構造改革ポイント	40
○ 推進事業	41
○ 推進事務費	49
○ 消費税関係、帳簿等の保管整備	49
○ 税制・年金関係	51
○ 整備事業（農地中間管理機構を活用した改植等）	53
○ 整備事業（補植改植）	56
○ 整備事業（自然災害・キウイフルーツかいよう病の新系統関係）	58

## II 果樹経営支援対策

### ○ 趣旨等全般

(問Ⅱ-1)

果樹経営支援対策事業の趣旨及び果樹産地構造改革計画との関係について、説明してください。

(答)

果樹農業については、高齢化の進展や園地整備の遅れ等から生産基盤の脆弱化が進んでおり、このままでは将来経営者数及び栽培面積が大幅に減少することが懸念されるなど危機的な状況となっています。

このような中で、我が国の果樹農業の継続・発展を図るためには、産地自らが目指すべき具体的な姿とそれを実現するための戦略を明確にした果樹産地構造改革計画(以下「産地計画」という。)を策定し、これに基づき産地の構造改革を早急に進め、競争力のある産地を構築する必要があります。

平成19年度から開始した果樹経営支援対策事業(以下「本対策」という。)は、産地計画に基づき構造改革に積極的に取り組む産地・担い手を支援することにより、果樹産地の構造改革の加速化を図ろうとするものです。

このため、本対策は、第11次果樹農業振興基本方針(平成27年4月)に基づき産地計画を策定した産地を支援対象として「果樹農業好循環形成総合対策等実施要綱(12生産第2774号平成13年4月11日農林水産事務次官依命通知)」(以下「要綱」という。)及び「果樹農業好循環形成総合対策等実施要領(12生産第2775号平成13年4月11日農林水産省生産局長通知)」(以下「要領」という。)に基づいて実施することとしています。

(問Ⅱ-2)

都道府県法人が設置されていない都道府県で本対策の実施は可能ですか。

(答)

都道府県法人が設置されていない都道府県にあつては、当該都道府県の区域を地区とする都道府県農業協同組合連合会その他の中央果実協会(以下「本会」という。)が本対策を適切に実施できる者と認める団体(以下、都道府県法人と併せて「都道府県法人等」という。)が、本対策の事業実施者となることができます。

(問Ⅱ-3)

本対策における、都道府県の役割は何ですか。

(答)

都道府県は、本対策の円滑な実施のため都道府県法人等と連携して、産地協議会に対し必要な指導・助言を行うこととしています。また、都道府県法人等から、事業実施計画(以下「実施計画」という。)の協議を受けて、都道府県果樹農業振興計画及び産地計画との整合性等を審査することとしています。

(問Ⅱ-4)

都道府県段階の指導体制の考え方について、説明してください。

(答)

本対策においては、整備事業や推進事業にかかる審査業務に関する調整等の業務が付随することから、都道府県、都道府県法人等及び産地協議会が協力・分担する体制を整備し、事業推進の円滑化を図る必要があります。

このため、都道府県段階では、例えば、都道府県と都道府県法人等が共同で本対策に係る審査・確認等を行う協議会等を設置する、あるいは、あらかじめ都道府県法人等が都道府県に審査・確認事務の依頼を行うなどの方法により審査・確認等を行う体制を整備していただくこととしています。

この場合、各都道府県の実情に応じて役割を分担し、産地協議会の確認結果のチェックや実施計画・実績報告の審査（必要に応じ現地確認）、都道府県果樹農業振興計画との整合、産地計画との整合、各種計画の関係機関との調整等を行っていただき、事業の円滑な推進に支障のないよう配慮することが必要です。

なお、体制整備については、各都道府県ごとの事情が異なっていますので、本対策が円滑に推進されるよう地域の実情に応じた形で整備していただいで結構です。

(問Ⅱ-5)

本対策における市町村の役割は何ですか。

(答)

市町村は、産地計画策定主体である産地協議会の構成員であり、都道府県とともに、果樹産地の構造改革に資する観点から、産地協議会等に対し必要な指導・助言を行うとともに、生産出荷団体等他の構成員と協力して本対策の整備事業（以下「整備事業」という。）にかかる事前・事後確認等を実施することとしています。

(問Ⅱ-6)

本対策における、産地段階の指導体制の考え方について、説明してください。

(答)

整備事業や推進事業にかかる審査業務に関する調整等の業務が付随することから、都道府県、都道府県法人等及び産地協議会が協力・分担する体制を整備し、事業推進の円滑化を図る必要があります。

このため、産地段階では、産地協議会の主たる構成員である市町村、生産出荷団体が協力して、本対策の推進指導を行っていただきたいと考えています。

この場合、産地の実情に応じて役割分担の上、

- ① 生産出荷団体は、実施計画書及び実績報告書を産地協議会を經由して都道府県法人等に提出
- ② 産地協議会は都道府県法人等への提出前に、整備事業について事前確認又は事後確認(園地における現地確認を含む。)
- ③ この際、産地協議会は、事前確認、事後確認を通じて、支援対象者への指導及び都道府県法人等との調整等を行っていただく必要があります。

○ 整備事業（産地計画、計画面積、対象園地、支援対象者、手続き、施行方法等）  
（主に、産地計画等全般）

（問Ⅱ-7）

整備事業は、農業振興地域の農用地区域外である市街化区域は対象とならないのですか。

（答）

市街化区域は、都市計画法で「すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」であること、また、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における農用地区域と果樹産地構造改革計画における「維持する園地」との整合が図られていることが必要であることから、生産緑地法第3条に基づく生産緑地地区を除き、原則として本事業の実施はできません。

ただし、農業振興地域の農用地区域内及び生産緑地地区に植栽する面積に見合う廃園及び移動改植の改植元園地については、農業振興地域の農用地区域外の場合も対象とできる場合がありますので産地協議会にご相談ください。

（問Ⅱ-8）

整備事業については、農業振興地域内の農用地区域外では実施はできないのですか。

（答）

担い手の方が意欲的に農業振興地域内の農用地区域外で果樹を栽培して改植を実施したい場合には、当該市町村の農業振興地域制度を担当している部署に農用地区域に編入についてご相談ください。編入が確実と判断された場合には事業を実施することができますが、事業が終了するまでに農用地区域へ編入されていることが必要です。

（問Ⅱ-9）

整備事業を行う場合、都道府県の果樹農業振興計画（果振計画）に記載されていない品目・品種を、産地計画において生産を振興する品目・品種（以下「優良品目・品種」という。）に位置づけてもよいのですか。

（答）

農林水産省では、以下のように指導しています。

産地計画では、当該産地で生産を振興する品目・品種（優良品目・品種）を定めることとしていますが、原則として、都道府県の果振計画において振興品目等として位置付けられていることが必要です。果振計画で位置付けられていない品目を産地計画に位置づける場合には、現行の果振計画の更新時に当該品目を盛り込むことについて事前に都道府県や県果協と調整し、文書で記録に残すよう留意して下さい。

一方、品種についても、基本的な考え方は同じですが、果振計画に奨励品種等の位置づけがない場合については、産地計画に品種ごとの振興方針を示すことは可能です。（果振計画に明示されていない品種を振興対象として承認した場合は、現行の果振計画の更新時に当該品種を明記していただくことが望ましいと考えます。）

（問Ⅱ-10）

強い農業づくり交付金において受益農家数の要件はありますが、整備事業には受益農家戸数要件はありますか。

(答)

整備事業については、産地計画に担い手として位置づけられている担い手（以下「支援対象者」という。）であれば、個人1戸でも、共同して複数戸でも、あるいは農業生産法人等であっても事業を実施できます。ただし、用水・かん水施設の整備のうち簡易なボーリングについては、受益者のリスク回避や経費削減及び費用対効果等の観点から原則受益戸数（支援対象者）5戸以上が必要となっています。

※簡易なボーリングについては、例外的に認めていることに留意してください。（問Ⅱ-106）

(問Ⅱ-11)

うんしゅうみかん及びりんご（以下「指定果実」という。）を対象とした整備事業を実施する場合において、農協系統の生産出荷団体に所属していない個人の場合は、どのようにして生産出荷目標を配分すればいいのですか。

(答)

生産出荷団体に所属していない個人（系統外出荷者や組合員でない農業者）が本対策を実施する場合、適正生産出荷目標の配分要件に該当するときは、県果協が当該個人へ直接配分する方法、JA等生産出荷団体が当該個人の分まで配分する方法が考えられますが、可能な方法により当該個人に配分を行ってください。

なお、配分は過去の実績に応じて行っている場合が多いことから、整備事業の実施を希望される個人に対し、生産出荷実績や配分を受ける必要性等についてよく説明を行ってください。

(問Ⅱ-12)

生産出荷目標の配分を受けていない都道府県における個人は、整備事業の支援対象者に該当しますか。

(答)

生産出荷目標の配分を受けていない都道府県における個人であっても、産地計画に担い手として位置づけられていれば、支援対象に該当します。

(問Ⅱ-13)

整備事業における「支援対象者」について、本会が特に必要と認める者（以下「特認団体」という。）はどのようなものを想定しているのですか。

また、特認団体が改植を実施する場合は、実施後二年以内に担い手に集積されることが確実な園地であることが必要とのことですが、二年以内とされた理由を説明してください。

(答)

特認団体については、例えば農協等生産出荷団体が改植等を実施し、そののち担い手に集積するケースを想定したものです。特認団体が改植等を実施する場合は、園地集積

の手続きの所要期間が必要であることを考慮して「二年以内に担い手に集積されることが確実であること」とするものです。

なお、期限までに集積されなければ、補助金返還の対象になります。

(問Ⅱ-14)

農地中間管理機構が改植等を実施するためには、産地計画上、担い手に位置づける必要はありますか。

(答)

農地中間管理機構は、要領に整備事業の支援対象者として明記されていることから、改めて位置づける必要はありません。

(問Ⅱ-15)

産地協議会は、農地中間管理機構と連携を図るとありますが、具体的には、どのようなことを行う必要がありますか。

(答)

産地協議会と農地中間管理機構（以下、機構とする。）との情報の共有化を進め、産地単位を超えて、広域的にマッチング活動を強化する等、より密接した活動体制を構築する必要があるため、先般、「果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号）」が一部改正され、産地協議会の構成員に原則として農地中間管理機構が追加されました。また、経営局農地政策課長及び生産局園芸作物課長による連名通知（「果樹園地の担い手への集積と改植等の促進について（平成28年8月22日付け28経営第1265号、28生産第863号）」において、産地協議会と機構とが連携した果樹園地の集積の取組の推進方針が示されましたので、基本的にはこれらに基づき取組を進めていただくこととなります。

具体的には、産地協議会への機構の参画、産地協議会における農業者情報の整理、機構が行うマッチング等利用調整活動や受け手の希望を踏まえた新植・改植や園地整備の実施に係る協力等があげられます。

(問Ⅱ-16)

「整備事業の実施後一年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園」とはどのような状態ですか。

(答)

産地計画に位置づけられた担い手が、1年以内のうちに、産地計画に参画している生産者（所有者）から所有権若しくは賃借権を取得すること、又は生産者（所有者）と果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する契約（継続して8年以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実な場合です。

(問Ⅱ-17)

「一年以内に担い手に集積される果樹園」として整備事業を実施し、受け手の担い手が止むを得ない事情で当該果樹園の経営を中断しようとする場合、補助金返還とな



るのですか。

(答)

事業実施後8年間を経過しない間は受け手の担い手が当該果樹園の経営を中断しないようまず指導してください。それでもやむを得ず担い手が経営を中断するに至った場合には、当該果樹園の経営を引き継ぐ新たな担い手を探し出すよう指導することが原則です。新たな担い手が見つからず、経営を中断した場合は、補助金返還の対象になりえると考えます。

(主に、計画面積関係)

(問Ⅱ-18)

整備事業において、改植・高接、廃園、土壌土層改良、特認植栽又は新植を行う場合にあっては、実施面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね2アール以上、園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水施設の整備を実施する場合にあっては、受益面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね10アール以上とありますが、2アール又は10アール未満の果樹園を数カ所集めておおむね2アール又は10アール以上としてもよいのですか。

(答)

産地計画において生産を振興する品目・品種(優良品目・品種)、あるいは新植の対象と位置づけられた品目・品種の実施面積又は受益面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね2アール又は10アール以上の場合が対象です。

(問Ⅱ-19)

整備事業を実施する場合、複数の品目・品種が混植されている果樹園で、それぞれの優良品目・品種の植栽面積がおおむね2アール又はおおむね10アール未満ですが、あわせて2アール又は10アール以上である場合はどのような扱いとなりますか。

(答)

一果樹園において、地続きで合計2アール又は10アール以上、植栽されていれば補助対象となります。この場合、全ての品目・品種が優良品目・品種であることが必要です。ただし、同一品種への改植は補助対象外ですので、同一品種への改植部分があれば対象面積から除いた地続き面積が基準の面積に達した場合申請できます。

(問Ⅱ-20)

整備事業を実施する場合、道路や河川で区切られた土地を地続きと見なしてよいのですか。

(答)

道路管理者や河川管理者が市町村長以上の道路や河川で区切られた土地については、地続きと見なすことはできません。

(問Ⅱ-21)

整備事業において、地続きの広い果樹園が分筆されている場合、当該園地を一園地

とみなして実施計画を作成して良いですか。

(答)

栽培の状況(品目・品種)及び転換等の態様(品目・品種、改植・高接ぎ)が同一であれば、実施計画において一園地として扱っても差し支えありません。この場合、一園地の内訳が分るようにしてください。

(問Ⅱ-22)

整備事業の対象果樹園の計画面積は、どのように算出するのですか。

(答)

整備事業における対象果樹園計画面積は、本地面積とし、けい畔・法面等果樹が植栽されていない面積は含まないものとします。

ただし、けい畔・法面等であっても樹冠が連続して覆っているものの面積は対象果樹園に含まれることとします。

具体的には面積の算出は、次に掲げる方法により行うものとし、極力、既存資料を活用することとし、既存資料で把握が困難な場合に実測を行うなど、効率的に面積の算出を行ってください。

- (1) 国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び果樹共済加入申込書のうち当該果樹園面積を表すのに最も最適であると判断されるもの、又は既存の実測結果(測量士又は測量士補による計測結果をいう)。
- (2) 面積が確認されている果樹園の一部を区分して転換等を実施する場合で、当該園地の全体におおむね一定間隔で樹が植栽されていると認められる場合にあっては、当該果樹園の面積に伐採率を乗じて得た面積。
- (3) (1)又は(2)により得られない場合にあっては、当該果樹園の実情に照らし適切と認める方法による実測結果。

(問Ⅱ-23)

「整備事業における対象果樹園の計画面積は、本地面積とし、けい畔・法面等果樹が植栽されていない面積は含まない」とのことですが、登記簿等でけい畔・法面も含んだ面積として整理されている場合は、どのように本地面積を計算するのですか。

(答)

けい畔の状況がおおむね類似している地域ごとに、次のいずれかにより推計したけい畔率を用いてけい畔面積を算出し、これを登記簿等に記載された面積から差し引いて計算することとします。

- (1) 対象果樹園を抽出、実測して求めた平均けい畔率
- (2) 図面上の計測により求めた平均けい畔率(ほ場整備事業完了地区等果樹園の区画が整理されている地域に限る)

(問Ⅱ-24)

整備事業における計画面積算出のため、どのように実測を行うのですか。また、面積の測量方法として、斜距離が良いのですか。

(答)

巻尺などで果樹園の外周及び対角線を測定し、計算した面積で良いこととしています。また、斜距離ではなく、投影面積とします。GPS測定器等を活用し効率的に測量してください。

(問Ⅱ-25)

整備事業の計画面積について、実際の果樹園面積が土地登記簿の面積とかなり異なる場合はどうするのですか。

(答)

実測することになります。

(問Ⅱ-26)

整備事業の計画面積について、国土調査の測量が終わっただけで登記されていませんが、この結果は使えますか。

(答)

資料が入手できれば使用しても差し支えありません。

(問Ⅱ-27)

整備事業の計画面積について、市町村職員が実測しても良いのですか。

(答)

差し支えありません。産地協議会、生産出荷団体と協力して行ってください。

(問Ⅱ-28)

整備事業の計画面積の上限はありますか。

(答)

整備事業は、担い手を対象とした小規模な園地の整備を想定しているため、要領等には計画面積の上限を明記していませんが、強い農業づくり交付金と同様、農村振興局所管の旧畑地帯総合整備事業の下限面積5ヘクタール未満を対象と考えています。

(主に、対象園地等)

(問Ⅱ-29)

整備事業の対象果樹園はどのような果樹園ですか。また、放任園等は、整備事業の対象となりますか。

(答)

整備事業においては事業実施年度まで過去5年以上（直近5年以上）、毎年度、当該地域の農業協同組合、普及指導センター等が定めた栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われ、更に結果樹園にあっては収穫の作業が行われている果樹園を事業対象としています。農地中間管理機構が整備事業を実施する果樹園、産地協議会が必要と認める果樹園、又は新植を行う土地、移動改植先の土地、廃園見合いの改植先の土地にあってはこの限りではありません。

(問Ⅱ-30)

管理不良となっている放任園について、産地協議会が必要と判断すれば整備事業の実施を可能としておりますがどのような判断基準で考えればよろしいですか。

(答)

①当該放任園に現に植栽されている品目・品種が確認できること、②栽植密度が基準を満たしていること、③長期的な栽培の中断でないこと（不測の事態による一時的な栽培の中断であること）、④今後、担い手が適切に栽培管理しうること、⑤産地として維持すべき園地に該当すると認められることを基準にして判断していただきたい。

(問Ⅱ-31)

管理不良になっている放任園について、農地中間管理機構による改植を実施可能としていますが、どのような判断基準で考えればよろしいでしょうか。

(答)

以下の基準を満たしていれば、改植の対象になります。

①当該放任園に現に植栽されている品目・品種が確認できること、②栽植密度が基準を満たしていること。

(問Ⅱ-32)

気象災害等により収穫ができなかった果樹園でも整備事業の対象となりますか。

(答)

台風や火山灰の降下等の災害によって、収穫ができなかった果樹園でも、営農する意志があると認められた場合（例えば、果樹共済に加入していること、地域の果樹栽培指針に即して管理していること等）は、当該果樹園について整備事業の対象となります。

(問Ⅱ-33)

整備事業の対象となる果樹園は、「通常の栽植密度を有していると認められること」とありますが、基準となる数値はありますか。

(答)

栽植密度は土地条件等により左右されるものであることから、全国一律の基準を定めることが適当とは考えていません。

当該都道府県の関係機関等が定めた栽培指導指針等を参考にしてください。

(問Ⅱ-34)

賃借している果樹園についても整備事業の対象になりますか。

(答)

賃借している場合でも対象になります。産地計画に位置づけられている担い手が土地所有者から果樹園を賃借した上で事業を実施することも、産地計画に参画している（所有者である）生産者が一定の要件のもとで事業を実施し担い手に賃貸することも可能です。

(問Ⅱ-35)

整備事業において、賃借している果樹園について補助金の交付対象者(支援対象者)は誰になりますか。

(答)

ケースバイケースの対応になります。土地所有者と借受者の両者の話し合いにより支援対象者を決めて下さい。

なお、借受者が整備事業を実施する場合は、両者の了解事項を明確に文書等で作成・保存しておいてください。

(問Ⅱ-36)

整備事業において、共有の果樹園を区切って栽培している所では、補助金の交付対象者(支援対象者)は誰になりますか。

(答)

当事者の話し合いによって決めることになります。支援対象者は、他の共有者との了解事項を明確に文書等作成・保存しておいてください。

(問Ⅱ-37)

産地計画に担い手として位置づけられていない者が、その後、担い手の要件に合致するに至った場合は、整備事業における支援対象者になりますか。

(答)

産地協議会において、産地計画における担い手に該当するかを確認の上、担い手リスト等に追加されれば整備事業の支援対象者になります。なお、この場合には、特段の事情がない限り、当該事業実施の完了までにリスト等に追加していただく必要があります。

(問Ⅱ-38)

整備事業の実施計画を提出する際、産地計画には担い手の全員の名簿リストを添付する必要がありますか。

(答)

担い手のリストを提出する必要はありませんが、担い手リスト等により、当該支援対象者が担い手であるかどうか確認をしてください。

(主に、手続き、施行方法等)

(問Ⅱ-39)

整備事業において、実施計画の承認後に計画の変更が生じた場合、計画変更や交付決定の変更の手続きは必要ですか。

(答)

支援対象者が提出した実施計画の変更の承認又は協議を要する場合は、支援対象者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増加等です。これらに該当す

る場合には、支援対象者と生産出荷団体、生産出荷団体と都道府県法人等との間で、変更計画の申請・承認手続きが必要となります。

しかし、本会と都道府県法人等との間での計画変更の手続きを要する場合は、都道府県総括表における事業費又は補助金の総額の30%以上の増加、整備事業に掲げる事業メニューの中止に限られています。

また、交付決定の変更については、果樹経営支援対策事業又は果樹未収益期間支援事業のいずれかの補助金の額が交付決定額を1円でも上回る場合は、支援対象者、生産出荷団体、都道府県法人等、本会の各々の間で、変更の手続きが必要です。

これ以外の場合であっても、補助金支払時のトラブルを防ぐためには、支援対象者、生産出荷団体、都道府県法人等の各々の間で事業内容、品種、事業費等の変更について把握に努めてください。

(問Ⅱ-40)

整備事業において、支援対象者が生産者団体に補助金の交付手続きに係る事務委任を行う場合、委任状は毎年提出する必要がありますか。また、農協総会の議決は必要ですか。

(答)

毎年度委任を行う必要があります。委任状があれば農協総会の議決は必要ありません(総会の議決だけでは委任状に替えることができません)。

(問Ⅱ-41)

整備事業を実施する場合の施工方法等について教えてください。

(答)

整備事業を実施する場合、直営施工、委託施工又は請負施工のいずれかにより行うこととします。

なお、整備事業は、産地計画において担い手と定められた者を支援対象者としていますが、施工に当たって、効率的に工事を行う観点から、これら担い手のみを構成員として集団を形成し事業を実施する場合も本対策の支援対象者として取り扱うことは差し支えありません。この場合、強い農業づくり交付金と同様の条件を備えている集団(代表者、規約の定めがある等)であることが必要と考えています。

(問Ⅱ-42)

整備事業を行う場合において、直営施工の場合の労賃の考え方について説明してください。

(答)

直営施工の場合、臨時雇用者の労務により作業を行う場合は労務費も助成対象としますが、担い手自らの労務費は助成対象としません。

(問Ⅱ-43)

整備事業において、各支援対象者が見積りや施工するのではなく、生産出荷団体が一

括して見積もりや施工することは可能ですか。

(答)

支援対象者が自ら見積もりや施工することが基本ですが、苗・資材の購入や事業の施工については、生産出荷団体等を通じて共同で行った方が合理的（競争原理が働き、低廉になる等）な場合には、生産出荷団体等で一括して、又は共同して見積もり、施工することは差し支えないものと考えられます。なお、この場合にも都道府県法人等に見積もり書を提出することになります。

(問Ⅱ-44)

整備事業において、産地協議会を構成する農協は応札等できますか。

(答)

1 業者として応札や見積もりに参加することは可能と考えます。

なお、整備事業の実施については、施設・資材の購入等も含め、原則入札（見積り合わせを含む）によって決定するものとしています。

また、入札等の実施にあたっては、原則として都道府県庁の入札等のルールを用いることとし、入札等の公正・公平性、透明性の確保が図られることが前提です。

3社以上の業者からの応札等となるよう努めるものとします。

(問Ⅱ-45)

整備事業において、資材の購入及び労務契約は各支援対象者が行うのですか。

(答)

資材の購入及び労務契約は、支援対象者毎に実施していただくことが基本です。

しかし資材の購入については、一括購入等を行う方が安価と判断されれば、生産出荷団体等が複数の支援対象者から委任状等により数量等を取りまとめて入札を行うことも可能と考えます。生産出荷団体等と業者の間で契約を行った場合は、支援対象者ごとの内訳（数量、金額）が明らかとなる資料を添付・保管することが必要です。

(問Ⅱ-46)

整備事業の着手が認められる時期はどの時点ですか。

(答)

実施計画の承認を受け、更に交付決定を受けた後になります。しかし、やむを得ない理由により交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、実施計画の承認後、交付決定前着工届を提出した上で着手することができます。

(問Ⅱ-47)

整備事業において、年度をまたぐケース（当該年度中に伐採等、次年度に植栽等を行う）について、その仕組みを詳しく教えて下さい。また、この場合どの年度の事業として整理するのですか。

(答)

整備事業については、実施計画の承認を受け、更に交付決定を受けてから苗木の発注

または伐採等により事業着手を行い、同一年度内に事業完了することが原則です。なお、改植等において、植栽適期、積雪等により事業の完了が当該年度では支障がある場合には、翌年度に植栽等を行い事業を完了することができます。また、補植改植の場合には、交付決定年度に苗木の発注等を行うことを原則とし、植栽の翌々年度までに伐採等を実施しなければなりません。

この場合は、実施計画が承認された年度の事業と整理されますが、補助金の実績報告・支払いについては、事業が完了した年度となります。

なお、交付決定前の事業着手には、実施計画承認後に交付決定前着工届の提出が必要です。

(問Ⅱ-48)

改植完了年度の考え方について、詳しく教えてください。「改植完了(予定)」について、いつの時点のものまでを「当該年度完了(予定)分」とするのですか。

(答)

当該年度完了分とは、年度内に事業が完了し、かつ当該年度予算で補助金が支払われるものをいいます。これに該当するものは、事務手続きを考えると2月下旬～3月上旬(具体的については、毎年度定める。)までに事業実績報告兼支払請求書が中央果実協会に提出される必要があります。

当該年度完了分の支払請求等手続きについては、これに間に合うよう支援対象者、生産出荷団体、産地協議会及び都道府県法人等は、連携を取りながら余裕をもって進めてください。

なお、当該年度完了分に係る支援対象者の実績報告(参考様式1号)、産地総括表(同3号)の「事業完了(予定)年月日」の欄については、前述の手續に合わせて記入してください。

## ○ 整備事業(優良品目・品種への転換)

(問Ⅱ-49)

改植において、定額助成される品目はなんですか。

(答)

かんきつ類のほかりんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくへの改植が対象となります。

(問Ⅱ-50)

対象品目の考え方(プルーンがすももに含まれるかなど)はどうなっていますか。

(答)

なしには、西洋なし及び中国なしを含み、ももには、ネクタリンを含み、すももには、プルーンを含みます。なお、やまぶどうはぶどうに含まれません。

(問Ⅱ-51)

定額助成の改植を実施する場合であって推進事業により設置した大苗育苗ほで育成



された苗木を購入したときも、改植についてはやはり定額で助成されるのですか。

(答)

定額で助成されます。

(問Ⅱ-52)

改植において事業着手とみなされるのはどの時点ですか。苗木は、あらかじめ発注が必要ですが、着手が認められる時期との関係はどうなりますか。

(答)

改植の場合は、改植する苗木の発注や大枝切りの発注等をもって事業着手となります。

また、発注は事業着手とみなしますので、発注は交付決定（又は交付決定前着工届の提出）後に行ってください。なお、苗木の予約は事業着手とみなしません。

(問Ⅱ-53)

改植事業の交付決定前に購入した苗木を改植に用いてもよいですか。

また、交付決定を受けて購入した苗木を一定期間育成してから、植栽する場合はどうですか。

(答)

交付決定を受けてから、苗木を購入し事業期間内に植栽してください。自己費用で苗木を購入した場合を含め、交付決定前に購入した苗木を改植に用いることはできません。

交付決定を受けて購入した苗木を一定期間育成し、事業期間内（事業の交付決定後から完了報告の間）に植栽することは可能です。事業期間を超えて、大苗にまで育成した苗木を植栽することはできません。

これらについて、産地協議会は、事前確認・事後確認の際に留意して確認してください。

(問Ⅱ-54)

改植において、自己で育成した苗木を用いて、植栽してよろしいですか。

(答)

自己で育成した苗木を用いることは、事前着工とみなされ、来歴の明確な（裏付けのある）苗木を用いて行うこととしており、改植の対象になりません。事後確認においては、品種を確認することとしています。

(問Ⅱ-55)

改植又は高接の場合、園地改良及び植栽適期等の都合により伐採直後植栽等ができないことが考えられますが、この場合の取扱い及びその確認等について説明してください。

(答)

伐採等の実施年度及び翌年度に植栽等されるものについては、補助対象とします。

確認は植栽等が終わった後に行うこととし、補助金の支払いは、適正に植栽等が行われたことを産地協議会が確認した後に行われます。

(問Ⅱ-56)

33万円/10アールの助成単価が適用されるのは、りんごのわい化栽培となし及びかきのジョイント栽培、ぶどうの垣根栽培に係る改植ですが、この4つ以外にどのようなものがこの助成単価を適用できますか。

(答)

現状では、この4つの技術が対象になるものと考えています。なお、ぶどうの垣根栽培や垣根仕立栽培等においては、栽培方法によっては33万円/10アールの助成単価が適用されない技術もありえますので、当協会に当該助成単価が適用にされるか確認をしてください。

一方、改植費用、栽植密度の観点から、本会が生産局長と協議して認める技術により改植を行う場合にあっては、33万円/10アールの単価を適用することとしています。今後、この4つ以外の技術についても、りんごわい化栽培と同程度の費用を要する等の実態が明らかになれば、検討のうえで、対象技術の追加も可能です。そのような技術がある場合には、本会に技術の内容、改植に係る費用等のデータを提示してご相談ください。

(問Ⅱ-57)

なしのジョイント栽培により改植、新植を行う場合、ジョイントは事業期間内（交付決定後実績報告する前）に行わなければならないですか。また、事業期間に苗木を育成する必要がありますが、その育成管理に要する経費については、補助対象ですか。

(答)

必ずしもジョイントは事業期間内に行う必要はありません。また、事業期間内に育成管理に要する経費については、補助対象になります。

(問Ⅱ-58)

優良な品目・品種への改植を行う場合、伐採等を行う果樹園とは別の土地で果樹を植栽することは可能ですか。

(答)

同一人が別に保有する農地又は使用収益権を有する農地に果樹を植栽する場合にあっては可能です（移動改植）。この場合、伐採・抜根等を実施した面積の範囲内で植栽する必要があります。

(問Ⅱ-59)

移動改植では、改植先の要件がありますか。例えば、改植先が野菜畑、園地でなく放任園等の場合であっても、現況「農地」と判断されるものは、改植先の土地としてよいですか。

(答)

改植元と同等の面積を有する他の農地を改植先として果樹を植栽する場合は、改植先が放任園等であっても対象となります。ただし、農振農用地区域内及び生産緑地地区の農地であることが必要です。

(問Ⅱ-60)

優良品目・品種への転換（改植又は高接）に当たり、転換元の品目も産地計画に記載されている必要がありますか。

(答)

必要ありません。ただし、転換先の品目・品種については産地計画において生産を振興すべき品目・品種として明確に位置付けられていること（特定できること）が必要です。

(問Ⅱ-61)

優良品目・品種への転換に当たり、当該産地では主要品目でなく、かつ、品種名が多岐にわたっている場合は、どの程度産地計画に記載されていれば事業の対象になりますか。

(答)

産地計画において生産を振興すべき品目・品種の名称としてきちんと明記されていることを基本とします。

主要品目でない別の品目へ転換する場合には産地計画に品種名が明記されていなくとも事業の対象になります。

(問Ⅱ-62)

優良品目・品種への転換に当たり、同一品目で新しく育成された別の品種が産地計画にまだ位置付けられていない場合は改植又は高接ぎの対象にならないのですか。

(答)

事業対象となる品種は、産地計画において今後生産を振興すべき品種として定められているもの又は今後、産地計画に明記されることが確実な品種です。

従って、現時点で産地計画に位置付けられていない品種を事業対象とするためには、計画申請までに産地計画の変更により生産を振興すべき品種に位置付けるか、計画承認年度に産地計画に位置付けられることが確実な品種として、計画申請の際の知事協議で認められる必要があります。

後者の場合の具体的な手続きは、都道府県総括表及び産地総括表の備考欄に、申請した品種を当該年度の産地計画の見直しにおいて生産を振興すべき品種に確実に位置づける旨を記入することとします。記入にあたっては、当然のこととして、産地協議会、都道府県担当部局の了解をとっておく必要があります。

(問Ⅱ-63)

優良品目・品種への転換を行う場合、産地計画に「生産を振興すべき品目・品種」としてうんしゅうみかんの極早生や早生を位置付けた場合は、事業の対象になります

か。

(答)

本対策は過剰感のあるうんしゅうみかんの極早生、早生からの転換を図ることを目的としていることから、うんしゅうみかんの極早生種及び早生種を転換先の品種とする場合は、転換元はうんしゅうみかんの極早生種及び早生種に限られます。

また、原則として早生種から極早生種への転換は認められません。

なお、当然のことながら当該都道府県の果樹農業振興計画にも振興すべき果樹として当該うんしゅうみかんが位置付けられていることが必要です。

(問Ⅱ-64)

優良品目・品種への転換において、原則として、うんしゅうみかんの早生種から極早生種への転換は対象としないということですが、「原則として」の考え方を説明して下さい。

(答)

極早生うんしゅうみかんは構造的な過剰感や品質低下のため価格の低迷が続いていることを踏まえ、平成27年度の全国果実生産出荷安定協議会かんきつ部会が策定した「極早生みかん対策」の生産目標において、「各産地は、『推奨すべき品種』『維持すべき品種』『削減すべき品種』を明確に位置づける。『削減すべき品種』については、各選果場において取扱い期限を設定したうえで、優良品目・品種等転換もしくは廃園する。」としています。なお、原則以外のものは、ハウスのうんしゅうみかんを指しています。

(問Ⅱ-65)

優良品目・品種への改植を行う場合、その果樹に必要な交配樹（受粉樹）は混植の対象になりますか。

(答)

改植を行う園地において、産地計画に交配樹（受粉樹）として明記されている品目・品種を混植するのであれば、対象となります。

また、産地計画に交配樹（受粉樹）が明記されていない場合でも、交配樹（受粉樹）の品種、必要性、植栽本数等が都道府県の栽培指針等において確認できれば、上記と同様に混植を行うのであれば対象となります。

さらに、複数の経済品種（果実の収穫を目的とする品種）を導入し、合わせて交配樹としての働きを期待する場合は、当該複数品種を優良品種（生産を振興する品種）として産地計画に位置付ける必要があります。

なお、キウイフルーツなど、雌雄異株の果樹で、優良な雄品種の数が限られている場合等、雄樹については改植前と同一品種の改植でもやむを得ないものとして判断される場合もあるので、本会へご相談ください。

(問Ⅱ-66)

キウイフルーツのオス樹のみを植栽してある園地において、果実用のキウイフルーツへの改植は対象になりますか。

(答)

果樹経営支援対策事業の改植は、果実用の果樹から優良な品目・品種の実取り用の果樹へ改植するものですから、対象にはなりません。キウイフルーツのオス樹の新植は、国産花粉を緊急的に確保するための特別の措置です。

(問Ⅱ-67)

改植支援の対象となる同一品種の優良系統にはどういったものがありますか。

(答)

同一品種の中で、高糖度系、着色系統、収穫時期が早い等通常の系統と異なる優良な特性を持つとして通常の系統と区分して取引されている苗木を用いるものです。

具体的には、りんごの「ふじ」の着色系統やしらぬひ（デコポン）の弱毒ウイルス接種系統が該当すると考えています。

(問Ⅱ-68)

改植では、りんごの普通栽培からりんごのわい化栽培は同一品種でも支援を受けられますが、わい化栽培の定義は何ですか。

(答)

「わい化栽培」とは

- ① わい性台木を用いていること
- ② 都道府県果樹農業振興計画に位置付けられていること
- ③ 都道府県の栽培指導指針等に準じた方式の栽培であること

をいうこととします。

(問Ⅱ-69)

同一品種の改植に関連して、支援の対象となる生産性の向上が期待される技術の基準を教えてください。

(答)

1 生産性の向上が期待される技術の基準については、以下の事項を確認する必要があります。

- ① 当該技術導入により明らかな生産性向上が見込まれること
- ② 当該技術導入に当たり改植が必要不可欠であること
- ③ 改植後長期間にわたり既存技術と異なる技術として明確に区別できること
- ④ 当該技術の導入に相当程度のリスクがあること

この場合、4年以内、8年目の確認においてもその差異が現存することが前提です。

2 上記1の技術は、公的な試験研究機関等が開発し実用段階にある新技術のほか、篤農家の技術など栽培条件等に適応して地域で確立され、現場の公的機関の調査等（普及指導センター、都道府県の試験研究機関、農協の営農指導部門等が収集したデータ等）によりその効果が確認された技術を含みます。

(問Ⅱ-70)

同一品種の改植支援の対象となる生産性の向上が期待される技術には現在どのようなものがありますか。

(答)

改植が必要な場合であって、かつ、なしの樹体ジョイント栽培やわい性台木の使用のように生産性向上が見込まれる技術を指します。産地計画に位置づけたい具体的な新技術がある場合には、都道府県法人等を通じて本会にご相談ください。

(問Ⅱ-71)

生産性の向上が期待される技術に該当するとの結論に至るまでのスケジュール（流れ・過程）、留意点を示してください。

(答)

そのような技術があるのであれば、当協会にまずご相談いただきたい。当協会は、これまでのこのような技術に関するノウハウを蓄積しており、補助事業の対象にふさわしい技術かどうか、そういった観点等から相談に預かる立場にあります。具体的なデータ等（問Ⅱ-69を参照）を事前に（結論を出す前に）提供していただきたくお願いしているところです。

合わせて、当該都道府県等と協議していただき、最終的に産地計画を承認する都道府県等が責任をもって、生産性の向上に資する技術であると判断して産地計画を承認することになります。その際には、都道府県果樹振興計画や試験機関の普及すべき技術に位置づけ推奨する、こういったことも留意して判断・承認していただくことになります。

(問Ⅱ-72)

同一品種の改植において、ウイルスフリー苗を用いる場合は、改植の対象となりますか。

(答)

原則として、ウイルスフリー苗であることのみをもって、同一品種の改植の対象となる優良系統や生産性の向上が期待される技術に該当するとはいえません。

優良系統や生産性の向上が期待できる技術に該当するか否かについては、都道府県農業試験場等の公的機関による客観的なデータを踏まえて、個別に本会にご相談ください。

しらぬひ（デコポン）のウイルスフリー苗木については、通常の苗木と比較し明確に生産性向上の違いが認められるので同一品種での改植が認められているものです。

(問Ⅱ-73)

同一品種の改植に当たり、生産性の向上が期待される技術の導入に係る資材費は補助対象となりますか。

(答)

補助対象経費は改植に必要な費用（伐採・伐根費、深耕・整地費、土地改良資材費、苗木代、植栽費等）のみであり、当該技術導入に係る資材費は、一切、補助対象外です。

(問Ⅱ-74)

同一品種の改植に当たり、既に他の都道府県で普及している生産性の向上が期待できる技術を当該産地において導入する場合、改植の対象になりますか。

(答)

他の都道府県で普及している技術であっても、当該産地において生産性の向上が期待される技術として産地計画に位置づけられていれば対象となります。なお、この場合、当該技術が当該産地においても生産性の向上が期待される技術であるかどうかは具体的なデータに基づいて判断する必要があります。(問Ⅱ-69参照)

予め、本会や都道府県法人等にご相談ください。

(問Ⅱ-75)

生産性の向上が期待される技術の導入を伴う改植において、特許権等の使用料については、補助対象となりますか。

(答)

改植においての当該技術導入にかかる特許権等の使用料等は補助対象となりません。しかし、当該使用料等が苗木代そのものに含まれている場合等、費用の分離が困難な場合は補助対象となります。

(問Ⅱ-76)

改植等において植栽する場合に、トレリス・果樹棚に係る資材代も補助対象となりますか。

(答)

補助対象となりません。

(問Ⅱ-77)

改植等において、苗木植栽時の支柱は補助対象となりますか。

(答)

植栽時に必要不可欠な支柱は対象となります。

(問Ⅱ-78)

改植等において伐採した転換元の樹木の根や樹幹等の撤去費用や処理費用は補助対象となりますか。

(答)

対象となります。

(問Ⅱ-79)

産地計画で優良な品目・品種に位置付けられているA品種、B品種について、同一農業者が例えば、S園地でA品種からB品種へ、T園地ではB品種からA品種へ改植する場合に改植の対象になりますか。

(答)

同一の農業者において、転換元の品種と同一の品種を他の園地に植栽すること（A品種をT園地に植栽すること）は、同一品種への改植と見なされることから、補助対象外になります。

(問Ⅱ-80)

改植において、転換先における果樹の植栽密度の基準はありますか。

(答)

それぞれの地域における都道府県の栽培指導指針等に即し、通常の収穫をあげるのに十分な植栽本数が植栽されていなければなりません。

なお、都道府県の栽培指導指針等とは、都道府県、市町村、普及指導センターなどで作成した栽培マニュアル等がこれに当たります。

(問Ⅱ-81)

改植の際、植え付け当初は密植をし、徐々に間伐するケースが多いと考えられますがこの場合どう取り扱いますか。

(答)

都道府県の栽培技術指針等において、改植の際の未収益分を緩和する等のために植え付け当初は密植を行い、徐々に間伐することが推奨されており、これに基づいて植栽、間伐を行う場合は、問題ありません。

(問Ⅱ-82)

改植において、土地が安定しないなどの理由により植栽を予定していた園地に植栽ができなくなった場合は、別の園地に植栽することはできますか。

また、このようなケースの手続きはどのようにしたらよいですか。

(答)

実施計画の変更承認をとることにより別の園地に植栽（移動改植）することは可能です。

なお、既に当初の予定地で他の整備事業（小規模園地整備等）を行っていた場合、当該園地整備分については、補助金返還の対象となってしまうので注意が必要です。ただし、抜根・伐採に要した経費については、移動改植のため補助対象になります。

(問Ⅱ-83)

支援対象者が、改植を毎年度実施することは可能ですか。この場合、各年度ごとに実施計画の承認申請や交付申請を行うことになるのですか。

(答)

支援対象者（農家）の経営判断（計画）により園地ごとに改植する時期（年度）も異なることも考えられ、このような場合に毎年度計画的に改植を実施することは可能です。

なお、この場合の手続きは、各年度ごとに行うことになります。



(問Ⅱ-84)

改植において、別途所有の農地に優良品目・品種を植栽（移動改植）する場合、補助対象面積は、改植元（伐採地）と改植先（植栽園地）のどちらの面積になるのですか。また、改植元より改植先の方が面積が大きい場合、差に相当する面積は補助対象となりますか。

(答)

移動改植としての補助対象面積は、伐採地の面積と植栽園地の面積のうちいずれか小さい方となります。

改植先（植栽園地）の面積が、改植元（伐採地）の面積を上回る場合、差に相当する部分については、一定の要件を満たせば特認植栽又は新植の対象になりえます。

逆に、改植元（伐採地）の面積が、改植先（植栽園地）の面積を上回る場合は、その差に相当する部分については、一定の要件を満たせば、廃園の対象になりえます。

(問Ⅱ-85)

改植、廃園の定額助成の場合、支援対象者の補助金の額は、対象果樹園の面積ごとに助成単価を乗じて得た額の合計とされていますが、面積は㎡単位ですか。果樹未収益期間支援対策事業の場合はどうでしょうか。

(答)

支援対象者の補助金の額は、当該支援者の対象果樹園ごとに、1㎡未満を切り捨て得られた㎡単位の面積に助成単価を乗じて得た額の合計です。なお、果樹未収益期間支援対策事業の場合にも、同様に、当該支援対象者の対象果樹園ごとに、㎡単位の面積（1㎡未満を切り捨て）に助成単価及び原則として支援対象期間（4年間）を乗じて得た額の合計です。

(問Ⅱ-86)

高接した場合の事業の完了は、どの時点ですか。また、高接は100%成功すると限りませんが、補助事業として問題はありますか。

(答)

対象果樹園において、果樹の枝等に優良な品目又は品種の穂木を接ぐ作業をすべて終了した時点が事業の完了となります。また、普及指導センターや農協の指導を受け、適切な方法により、実施されていれば、極端に活着率が低くなることはないと考えていますが、活着率が低くなったことにより、生産性の低下を招くことが想定される場合は、支援対象者自らがその欠損分を補うことにより当初の事業目的を達成することが必要です。

(問Ⅱ-87)

高接は、対象園地の全ての樹体について、一挙更新しなければなりませんか。一部の樹体の部分更新でも構わないですか。構わないとした場合、割合等の基準はありますか。

(答)

高接は園地内の樹体全てについて1本1本の樹を一挙更新することを原則とし、部分更新はできません。ただし、自然災害関連の場合については、被害を受けた樹体のみを対象として高接ぎすることができます。

○ 整備事業（小規模園地整備等）

(問Ⅱ-88)

小規模園地整備は改植（移動改植を含む）と一体的に実施する必要がありますか。

(答)

小規模園地整備は、改植と一体的に行うことは可能です。また、既に産地計画における優良品目・品種が植栽されている園地においても（単独で）実施できます。

(問Ⅱ-89)

傾斜の緩和における「法面保護」、土壌土層改良における「深耕・整地」「土壌改良用資材の投入」において直営施工は可能ですか。

(答)

傾斜の緩和及び土壌土層改良については、それぞれ面的な傾斜の緩和、土壌土層の物理的な改良を主たる目的とし、原則として重機を用いて土木工事を行うことが必須としています。その上で、直営施行することは可能です。なお、自己労賃については、補助対象外です。

(問Ⅱ-90)

「土壌改良」において、使用できる土壌改良資材を教えてください。

(答)

土壌改良用資材としては、地力増進法の政令指定の12種類のほか、たい肥類等がありますが、以下の条件を満たす土壌改良用資材を選択してください。また、土壌改良用資材の種類や量は都道府県の施用基準に基づいたものとしてください。

- ① 都道府県の施用基準に即したもの
- ② 都道府県の指導機関等において推奨しているもの
- ③ 土壌改良用資材として効果が一定期間持続するもの

(問Ⅱ-91)

表土が薄く保水性が悪い、あるいは、園地に起伏（凹凸）があり作業効率が悪いなどの問題を解決するため、客土等をする場合は、小規模園地整備の対象となりますか。

また、土の購入と運搬作業は業者に発注し、整地などは直営施工で行う予定ですが、土の購入費（運搬費込み）のみを補助対象にできますか。

(答)

重機を用いて整地・客土等の土木工事を行う場合には、傾斜の緩和として対象となります。また、整地等を直営施工した場合には、土等の資材費（運搬費込み）のみを補助対象にすることも可能です。土等の資材等の購入に際しては、原則3社からの見積りを

とることが必要です。

(問Ⅱ-92)

水田等において新植を行う場合、排水路の整備などの小規模園地整備は可能ですか。

(答)

産地計画に位置づけられた新植の対象とする品種を植栽するのであれば、小規模園地整備、用水・かん水施設の整備、本会特認事業と合わせて新植を実施することは可能です。

(問Ⅱ-93)

小規模園地整備について、園地の整備を直営施工する場合の資材の購入費、重機等のリース料、燃料代等は補助対象となりますか。

(答)

対象となります。ただし、直営施工等を行う場合にも資材の購入については、原則3社からの見積りを取り、適正な数量を適正な価格により購入するとともに、受け払いの記録と領収書の保管を確実に行うことが必要です。

(問Ⅱ-94)

園内道の整備において、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」に準じて行うこととされていますが、その趣旨について説明して下さい。

(答)

園内道については、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」(平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農蚕園芸局長通知)に準じて実施することとしています。この通知は基本的には農道整備についての記載ですが、「当該農道が栽培管理用小型農業機械等の利用に限定される場合で路盤が安定している場合にあっては、その幅員を当該機械等の走行に支障をきたさない幅員(当該機械等の車両幅員に両側それぞれ25cmの余裕幅を加えた幅員)とし、舗装の厚さを3cm以上(コンクリートの場合は5cm以上)の簡易な舗装とすることができるものとする。」とあり、これに準じて行うこととなります。なお、業務方法書では「舗装等を施し」としていますが、これと同等の強度、安全性が確保されるのであれば、その方法でも実施可能とします。

(問Ⅱ-95)

園内道の整備に当たり、農作業上の安全性に留意しつつ、費用対効果にも配慮して計画するということですが、これはどういう意味ですか。

(答)

園内道の整備にあっては、当然、安全性の確保が重要ですが、園内道は不特定多数の人ではなく、ほとんどは当該園地で作業を行う農家等が利用すると想定されることから、計画に当たって、当該農家等の農作業上の安全性の確保に十分留意しつつ、過大な整備とならないよう投資効果にも配慮するということです。

(問Ⅱ-96)

整備事業において、傾斜の緩和のうち「法面保護」、土壌土層改良のうち「土壌改良用資材の投入」については、それぞれ単独での実施は可能ですか。

(答)

傾斜の緩和、土壌土層改良においては、それぞれ面的な傾斜の緩和、土壌土層の物理的な改良を主たる目的とし、原則として重機を用いた土木工事を伴うものとしています。従って、単に土壌土層改良資材や法面保護のシートを購入するだけでは、事業の対象とはなりません。

(問Ⅱ-97)

小規模園地整備（園内道等）の3者見積りのために当該業者に提示する基本設計書等の作成費が割高な場合、幅員・延長・施工内容等の工事の概要を記載したものを業者に提示して見積書をとることでよろしいですか。

(答)

割高な場合には見積りに必要な基本設計書等を作成せずに必要事項を記載したものを提示することにより見積もりを取る（3者以上）ことでよいものとします。

## ○ 整備事業（廃園）

(問Ⅱ-98)

廃園に当たり、廃園する果樹の品目・品種も産地計画に記載されている必要がありますか。

(答)

極早生うんしゅうみかんについては、当該品種が産地計画に「廃園の対象である」旨、位置づけられている必要があります。それ以外の品目・品種については記載されている必要はありません。

(問Ⅱ-99)

廃園を実施する場合、廃園面積と同等以上の面積の果樹園が産地内（同一都道府県内の他の産地協議会との調整を行う場合にあつては調整先の産地内を含む）の担い手に集積されることが確実であることが必要とありますが、その趣旨を教えてください。

(答)

産地における優良品目・品種への転換を中心とした構造改革を進めつつ、担い手の規模拡大にもつながる園地集積を促すためです。

(問Ⅱ-100)

廃園による特認植栽を実施する場合において、「廃園面積と同等以上の面積の果樹園が原則として廃園の実施年度の翌年度までに、産地内（同一の都道府県内の他の産地協議会との間で調整を行う場合にあつては調整先の産地内を含む。）の担い手に集積されることが確実であること」とはどのような状態をいうのですか。

(答)

担い手が、

- ①産地計画に参画する生産者から所有権を取得若しくは貸借権を取得すること、
- ②又は産地計画に参画する生産者と果実の生産を行うために基幹的な作業受託する旨の契約（継続して8年以上の期間を有する場合）を締結すること  
が確実に認められる農地の面積に加え、
- ③担い手が他の農地へ新たに優良品目・品種の植栽を行い経営面積を増やす場合  
の面積の合計が、（産地の）廃園事業の実施面積の合計を上回る場合をいいます。

(問Ⅱ-101)

廃園を実施する者について、要件はありますか。

(答)

廃園を実施できる者（支援対象者）は、産地計画に参画する生産者あるいは担い手として位置づけられている者です。

(問Ⅱ-102)

廃園における担い手への集積について、担い手に集積する園地の出し手は、廃園を実施した者でなければならないのですか。

(答)

廃園を実施した者以外の者が園地の出し手となってもかまいません。

(問Ⅱ-103)

密植園の作業効率を上げるための隔列の伐採等間伐を目的とした伐採は廃園の補助対象となりますか。

(答)

本事業において廃園をおこなう目的は、優良品目・品種への転換等を図り、産地の構造改革を推進することの一環として、条件が不利で効率の悪い園地については廃園しつつ、担い手への園地集積を促すことにあります。従って、間伐はこの目的に合致しないため、廃園の対象とはなりません。

(問Ⅱ-104)

廃園予定園地の樹体を別の園地に移植する場合は廃園に該当しますか。

(答)

廃園は、樹体を伐採し、抜根するか又は枯死させることを前提としていますので、廃園予定園地の樹体を別の園地に移植する場合は該当しません。

## ○ 整備事業（用水・かん水施設の整備）

(問Ⅱ-105)

用水・かん水施設を設置する場合も優良品目・品種が植栽されている園地である必要がありますか。

(答)

優良品目・品種への転換等により構造改革を進める必要があるため、用水・かん水施設の設置の場合においても、産地計画に位置づけられている優良品目・品種が植栽されている園地、又は用水・かん水施設の整備に合わせて当該品目・品種を植栽する園地であることが要件となっています。

(問Ⅱ-106)

用水・かん水施設の具体的な補助対象経費について教えてください。  
また、ボーリングは補助対象となりますか。

(答)

用水・かん水施設の整備については、生産性の向上に資するため、原則として、新たに固定式の撒水施設を導入し一体的に整備するものとし、揚水施設は、揚水ポンプ、揚水管、貯水槽（沢水、雨水を利用したシートタンク等を含む。なお、専ら運搬用のシートタンクは補助対象外です。）等を、撒水施設は、定置パイプ、点滴かん水チューブ、多目的スプリンクラー等を、撒水自動制御装置は、電磁弁、配水施設（ポンプ、配水管、資材混入槽）等を補助対象とします。

原則として水源は対象としませんが、やむを得ない事情がある場合は、簡易なボーリングについても補助対象（試掘は対象とせず、最終的に水源となったもののみ対象）とすることができます。

なお、事業計画にボーリングを含めるにあたっては、本会との事前の調整が必要であり、以下の要件をすべて満たすことを前提とします。

- (1) 安定的な水量・水質が確保される水源措置（沢水やタンクシート・雨水利用等）の検討を十分行った上で、これらの選択肢が不可能でやむを得ずボーリングに水源を求めることが妥当と認められること。
- (2) ボーリング予定地の近傍に井戸若しくは類似の水源措置が行われており、水量・水質が確保されることが確実に認められること。
- (3) 受益者のリスク回避や経費削減及び費用対効果等の観点から、受益者が原則として5戸以上でありかつ受益面積が原則として50アール以上であること。

(問Ⅱ-107)

用水・かん水施設の整備において、既存かん水施設の更新は対象になりますか。また、消耗品（チューブ等）のみの更新経費や撤去に要する経費は補助対象になりますか。

(答)

単純な更新については、対象になりません。しかし、既存の施設に加えて機能向上が認められる場合は、揚水、貯水、送水、撒水施設の整備が単独でも実施可能となります。ただしチューブ等の消耗品のみの更新については対象外です。なお、既存施設の撤去に要する経費は補助対象外です。

(問Ⅱ-108)

用水・かん水施設の整備において、スプリンクラーについては、固定式だけでなく、移動式も補助対象になりますか。

また、かん水のみを目的としたスプリンクラーは、補助対象になりますか。

(答)

固定式だけでなく、移動式スプリンクラーも補助対象になります。

また、かん水に加えて薬剤散布、液肥の散布を行うなどの場合の多目的スプリンクラーのみが補助対象になります。

(問Ⅱ-109)

整備事業において、スプリンクラーや防霜ファン等の電源の設置費は、補助対象となりますか。

(答)

既存の電柱と必要とする電源（果樹園の場所）との距離について、いろいろなケースが想定され、また、電力会社の対応も異なることから、電源までの電線の引き込みのための電柱等の設置経費は、補助対象となりません。

このための電力使用申請経費や電気工事費等は、補助対象となりません。

補助の対象は、電源の場所から以降の部分とします。この場合、配電盤及びその設置費は、補助対象となります。

## ○ 整備事業（本会特認事業）

(問Ⅱ-110)

特認事業はどのような事業ですか。

(答)

- 1 園内道の整備が困難な場合の代替として園地管理軌道施設（モノレール）の整備。受益面積は1ヶ所当たりおおむね10アール以上。
- 2 産地における担い手への園地集積を加速化し、産地生産基盤の強化を図る観点から、既存園地を廃園する者と他の農地に植栽する者（担い手）が異なる場合でも、産地協議会等が実施する産地内もしくは都道府県法人等が実施する産地間の園地調整の下で、廃園面積の範囲内で担い手が行う他の農地への植栽（「特認植栽」という。）。実施面積（植栽面積）は1ヶ所当たり地続きでおおむね2アール以上。
- 3 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件等の事前調査及びこれに基づく設備の設計をした防霜・防風設備で一定の要件（強い農業づくり交付金等国の補助事業による整備が困難なこと。原則として支援対象者が果樹共済に加入していること。）を満たした整備。受益面積は1ヶ所当たり地続きでおおむね10アール以上。
- 4 産地において普及すべき品種の生産を振興するために行う植栽（「新植」という。）。実施面積は1ヶ所当たり地続きでおおむね2アール以上。  
なお、いずれの事業も受益面積は原則として5ヘクタール未満です。

(問Ⅱ-111)

特認事業の園内道の代替としての園地管理軌道施設の整備はどのような場合に実施ができますか。また、古い施設の更新はできますか。

(答)

園地管理軌道施設の整備については、急傾斜地等園内道の整備が困難な場合に園内道の代替施設として整備ができるものとしており、産地計画において産地の基盤整備の中で園地管理軌道施設の整備が記載されており、本会が特に必要と認めた場合には事業の実施が可能です。

なお、施設の単純更新（同種・同能力のものを再整備すること）は補助対象となりませんが、明らかに機能向上（同種・同能力ではない）が認められる下記のものについては補助対象となります。

- ①運搬容量の増大
- ②作業効率の向上や省力化等の生産コスト削減、軽労化等
- ③その他生産性向上に資する新規性のある装置等の付加されたもの
- ④上記に伴う軌道の敷設（再編・延長を含む）等

既存のモノレールに機能向上を伴った整備を行う場合には、既存のモノレールと補助事業で導入するものとの機能の明確な違いを導入計画書（参考様式22号）に記入したうえで、承認申請を行う必要があります。

また、機能向上を伴わない場合でも、軌道部分の延長を行う場合や支線を引く等の増設を行う場合は、当該増設部分が事業の対象となります。この場合、支線部分や延長部分に係る受益面積については、既存の軌道に係る受益面積とは別にそれぞれおおむね10アール以上必要です。

(問Ⅱ-112)

農業機械（園地管理軌道施設を含む。）を導入する際の選定基準はありますか。

(答)

農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）に基づく型式検査又は国立研究法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が行う安全鑑定（以下「安全鑑定」という。）の対象機種 of 農業機械を導入する場合には、型式検査に合格したもの又は研究機構により安全である旨の鑑定が行われたものの中から選定するものとします。

なお、安全鑑定の対象機種 of 農業機械を導入する場合には、当該機械の性能及び耐久性に関する試験研究の結果、当該機械の使用実績等を適正に勘案し選定することになります。

また、型式検査又は安全鑑定の対象機種以外の機種 of 農業機械を導入する場合には、当該機械の安全性、性能及び耐久性に関する試験研究の成果、当該機械の使用実績等を適正に勘案し、選定することになります。

(問Ⅱ-113)

防霜・防風設備の整備で対象となる設備等はどのようなものですか。多目的ネット



も対象となりますか。

(答)

防霜ファン、防風ネット、防風林の整備を対象とします。多目的ネットのように園地を囲う四面張り又は多面張りの防風ネットは、他用途への転換への観点から原則として補助対象外です。

また、単純な更新や資材の購入については認められませんが、より強風に耐えられるような設備については対象になります。具体的には本会へご相談ください。

(問Ⅱ-114)

防風設備の整備を実施する場合、果樹共済に加入することになっていますが、未加入の場合には、補助対象外になりますか。

(答)

果樹共済に加入することが事業実施の要件になっています。ただし、当該品目が当該地域において、果樹共済の対象となっていないなど、制度的に加入できない場合にはやむを得ないですが、制度が整った場合には加入していただく必要があります。

(問Ⅱ-115)

防風設備の整備において、ポールの強度やネットの耐久性等について、ガイドラインや基準はありますか。

(答)

支援対象者自ら耐久性等を確認してください。都道府県の試験場等にご相談していただきたい。

## ○ 新植

(新植全般)

(問Ⅱ-116)

現に産地計画を有していない、目標期限を過ぎた産地であっても、新植の支援を受けることはできますか。

(答)

現在、有効な産地計画がない産地にあっては、事業申請における申請内容が妥当かどうか判断する資料がないことから、産地協議会がない場合には設立し、産地計画を策定するまでは事業申請を行うことはできません。

(問Ⅱ-117)

新植の要件について、うんしゅうみかん以外のその他かんきつ（中晩柑等）の品目についてどのように考えてよいですか。

(答)

新植の要件において、農林水産省「特産果樹生産動態等調査」におけるかんきつ類の品目を参考に、清美、早香、はるみ、せとか、はれひめ、不知火、ゆず、レモン等

をそれぞれ、一つの品目として考えてください。

(問Ⅱ-118)

うんしゅうみかんの極早生品種は新植の対象としてよいですか。

(答)

以下の取組を行うことを前提に、当該品種が新植の要件を満たし産地計画に新植の対象品種として記載してあれば対象になりえます。

極早生うんしゅうみかんは構造的な過剰感や品質低下のため価格の低迷が続いていることを踏まえ、平成27年6月に全国果実生産出荷安定協議会かんきつ部会が策定した『極早生みかん対策』についてにおいて、「平成27年から29年までの3カ年で、確実に極早生みかんの生産量を削減させるために、結果樹面積を10%削減する」とし、「各産地は、『推奨すべき品種』『維持すべき品種』『削減すべき品種』を明確に位置づける。『削減すべき品種』については、各選果場において取扱い期限を設定したうえで、優良品種・品目等へ転換もしくは廃園する。」としています。

極早生うんしゅうみかんの「推奨すべき品種」を新植の対象品種とすることは可能ですが、別途、産地として上記「極早生みかん対策」の取組が確実に行われるよう、産地内で調整を行うなど適切な対応をお願いします。

(問Ⅱ-119)

うんしゅうみかんの極早生品種は特認植栽の対象としてよいですか。

(答)

以下の取組等を前提に、対象になりえます。

まず、当該品種が産地計画に生産を振興する品種として位置づけられている必要があります。特に、廃園対象の極早生うんしゅうみかんと同一の品種を植栽する場合には、産地協議会でよく検討する必要があります。

また、仮に、極早生うんしゅうみかんを廃園したとしても、実質、極早生面積が減少しないことから、平成27年6月に全国果実生産出荷安定協議会かんきつ部会が策定した目標（「極早生みかん」の結果樹面積を10%削減する）ため、「各産地は、『推奨すべき品種』『維持すべき品種』『削減すべき品種』を明確に位置づける。『削減すべき品種』については、各選果場において取扱い期限を設定したうえで、優良品種・品目等へ転換もしくは廃園する。」が達成されるよう、産地として、又は県全体で調整する等、適切な対応をしてください。

ただし、同一人物が同一品種を廃園し特認植栽することは、移動改植に当たるため出来ません。

また、廃園が行われる園地は極早生品種が植栽されている必要があります。

(問Ⅱ-120)

新植で、交配樹（受粉樹）の植栽は可能ですか。

(答)

改植における交配樹(受粉樹)の考え方と同様、混植であれば可能です。新植を行う品目・品種が産地計画において受粉樹(交配樹)として明記されている品目・品種、若しくは新植を行う品目、品種の栽培に必要な交配樹の必要性、植栽本数等が都道府県の栽培指針等で確認出来る必要があります。

なお、キウイフルーツの花粉採取用のオス樹の品種については、国産花粉を緊急的に確保する観点から、産地計画に花粉採取用のオス樹として明記された品種については新植の対象としています。

(問Ⅱ-121)

計画承認の次年度に新植を実施することは可能ですか。

(答)

計画承認した新植については、原則、承認した年度に新植を行うものとします。しかしながら、積雪等のやむを得ない理由で、当該年度中に植栽ができない場合には、承認した年度で植栽を行うものとみなして、次年度に植栽を実施することは可能です。

(問Ⅱ-122)

新植しようとする土地について、水田であれば客土する、山林であれば開発して更地にする、土中の樹木の根があれば抜根する場合は、小規模園地整備対象になりますか。

(答)

山林を開発して更地にする(いわば農地の状態にする)、土中の樹木の根を抜根することについては、小規模園地整備に該当する事業種目がないため対象になりません(なお、改植、廃園の場合には抜根に要する経費については、補助対象としています)。水田に客土する場合は、傾斜の緩和として小規模園地整備の対象としています。(問Ⅱ-91参照)

(問Ⅱ-123)

新植した場合、果樹未収益期間支援事業は対象となりますか。

(答)

対象となります。ただし、未収益期間の短いブルーベリー等やキウイフルーツのオス樹を新植した場合、未収益期間を短縮することをもって生産性が向上されると認められる技術の導入を伴う新植等の場合には対象となりません。

(27年度の内容)

(問Ⅱ-124)

新植支援の対象としている新品種はどういったものがありますか。

(答)

新植の対象としている新品種は、産地計画に新植の対象とすると記載されている優良品目・品種であって、

- ①種苗法に基づく品種登録からおおむね10年以内の品種  
②産地での栽培実績がおおむね10年以内の品種（優良系統を含む。）  
のいずれかであることとされています。

なお、おおむね10年以内とは、12年以内を指します。

(問Ⅱ-125)

新品種の新植の上限面積の要件「事業実施年度の前年度の栽培面積を上回らない」について、産地では、栽培面積を把握していません。どのように対応すればよいですか。

(答)

担い手への園地の集積や荒廃園地の発生抑制など、産地における園地の維持を図るためには、果樹の栽培面積を含めた産地情報を適切に把握しておくことは重要です。

また、新植にあっては、やみくもに栽培面積を拡大した場合、将来的に需給バランスの崩れを引き起こすおそれもあることから、新植の上限面積を設定しているところであり、栽培面積の把握を行っていただきたいと考えております。

しかしながら、やむを得ない事情がある場合には、産地協議会の把握している品目ごとの前年度からの栽培面積の減少分（前年度に廃園された面積、他品目への転換面積、その他収穫を放棄した園地等の面積）とすることも可能です。

次年度以降については、適正な執行が行われるよう、栽培面積の把握に努めてください。

(問Ⅱ-126)

地域において前年度の栽培実績のない品目を新植することはできますか。

(答)

栽培実績のない品目については、当該品目の事業実施年度の前年度の栽培面積を上回らないとの要件を満たさないことから、新品種としての新植の対象となりません。需要が見込まれる品種としての新植については、要件に該当すれば、新植の対象になります。

(28年度拡充関係)

(問Ⅱ-127)

28年度から新植支援の対象が拡充されましたが、その考え方を教えてください。

(答)

27年度に新設した新植支援について、一定の要件を満たす場合（『需要が見込まれる品種』、『大規模基盤整備を行った園地』）は、現行要件（新品種、面積）に関わらず、支援対象とするものです。

(問Ⅱ-128)

『需要が見込まれる品種』については、誰が、どのようにして認めるのですか。

(答)

産地協議会が産地計画を作成する際に、細則に記載された要件を満たすかについて確認し、該当する品種がある場合には、産地計画に対象品種として記載することとなります。なお、必要に応じ、産地計画の協議の際に、それぞれの要件を満たしていることについて、県果協、都道府県に証拠書類を示して下さい。

(問Ⅱ-129)

産地計画の作成に当たり、消費量が増加している、栽培面積が増加している又は輸入数量が多く国産ニーズがあるというのは、どのように判断すれば良いのですが。

(答)

例えば、特産果樹生産動態等実態調査や各都道府県等で調査された各種統計や、第三者機関による調査資料などのデータに基づき、判断して下さい。

(問Ⅱ-130)

キウイフルーツについて、花粉採取用のオス樹の品種を新植支援することとした背景は何ですか。

(答)

花粉採取用のオス樹については、現行では、混植する場合を除き、改植支援の対象としていなかったところですが、キウイフルーツについては、キウイフルーツかいよう病Psa3系統の発生に伴い、国産花粉の確保が緊急的に求められており、花粉採種用園地の整備が重要となっていることから、特認事業である新植支援の対象とすることとしたものです。

(問Ⅱ-131)

『大規模基盤整備を行った園地』を新植支援の対象としていますが、基盤整備前は果樹園である必要がありますか。

(答)

『大規模基盤整備を行った園地』を新植支援の対象とすることとしたのは、果樹園について大規模基盤整備を行った結果、改植に3年以上要するような場合には、現行の改植支援の対象となっていなかったことから、こうした場合も支援対象とするためです。このため、産地において果樹園であったところに大規模基盤整備が行われて、当該基盤整備が完了した土地である必要があります。これに該当しない場合、他の新植要件に従って判断されることとなります。

(問Ⅱ-132)

「過去5年以内に大規模基盤整備（受益面積が5ha以上の基盤整備（災害復旧等を除く。）」が完了した土地」とあるのは、支援対象となる面積の考え方はどうなっていますか。

(答)

大規模基盤整備を行った果樹産地全体で見た場合、基盤整備前後でおおむね同等の果

樹栽培面積になるものと想定しています。このため、基盤整備前とおおむね同等となる面積の範囲まで（基盤整備前の果樹園の面積の+2割まで）新植が可能となります。なお、個々の土地の従前地が果樹園であったかどうか、面積がどうかは問いません。

(問Ⅱ-133)

『大規模基盤整備を行った園地』を新植支援の対象とする場合、対象となる品種を産地計画に記載しなくてもよいのですか。

(答)

新植支援の対象として、27年度に認めた新品種や、今般、対象に追加する『需要が見込まれる品種』については、対象となる品種を特定するため、産地計画に当該品種を記載する必要がありますが、『大規模基盤整備を行った園地』の場合にあつては、産地計画に生産を振興すると明記された品種であれば対象となるため、とくに記載する必要はありません。

(問Ⅱ-134)

「過去5年以内に大規模基盤整備を完了した土地」に限っているのはなぜですか。

(答)

大規模基盤整備を行ってから一定期間以上経た土地であつて、現況、果樹園でない場合、もはや果樹園とは言いがたいことから、果樹園であることを担保するために大規模基盤整備後一定期間以内にあることとしました。

(問Ⅱ-135)

『需要が見込まれる品種』であることや『大規模基盤整備を行った園地』であることといった要件に合致しない場合はどうなりますか。

(答)

種苗法に基づく品種登録から概ね10年以内の品種や産地での栽培実績が概ね10年以内の品種といった品種の要件、及び、新植を実施することにより当該産地における当該品目の事業実施年度の前年度の栽培面積を上回らないとの面積上限を満たす必要があります。

(問Ⅱ-136)

優良系統は新植の対象になりますか。

(答)

優良系統が今回の要件又は従来要件のうち「産地での栽培実績が概ね10年以内」に該当し、産地計画で新植の対象として記載されている場合には、当該優良系統については、新植の対象になります。

※ 優良系統とは、同一品種の中で、高糖度系、着色系統、収穫時期が早い等の当該品種の通常の系統と異なる優良な特性を持つとして通常の系統と区分されて取引されている苗木を用いるものをいいます。



(問Ⅱ-139)

新植の要件に、「当該産地において実需者等と安定的な契約取引が行われている品種であること。」とありますが、取引相手は、企業や個人に限られますか。市場は対象にならないのでしょうか。

(答)

農林漁業者等と食品製造業者等とがあらかじめ締結した契約書に品種が記載され実際に契約取引に仕向けられている品種については、対象になります。卸売業者間の契約、又は、卸売業者と食品製造業者等との契約、集荷の共同化等に仕向けられている品種については、対象外になります。

<参考>

①対象になる契約（品種が記載されている必要があります。）

- ・卸売市場法施行規則第24条第6項の規定により、卸売業者が、農林漁業者等と食品製造業者等とがあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合
- ・同施行規則第28条第1項のハの規定により、仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づいて買入れしている場合

②対象にならない契約

- ・同施行規則24条第5項及び同7項の規定による契約については、卸売業者間の契約、又は、卸売業者と食品製造業者等との契約であることから、対象外になります。
- ・同施行規則第28条第1項のロの規定による契約については、集荷の共同化に係る契約であることから、対象外になります。

(問Ⅱ-140)

ブランド化されている品種であることとあるが、ブランド化の期間の短いもの、県の育成したオリジナル品種、高単価で販売されたものは、ブランド化（差別化）が図られている品種としてよいですか。

(答)

過去のブランド化期間の長短、県の育成したオリジナル品種、高単価での販売実績をもって、差別化されているとはいいがたいと考えています。具体的には、他と異なる販売方法、特色ある栽培方法により差別化されていて、市場や消費者から一定の評価を受けている品種であることが必要です。

(問Ⅱ-141)

新植を行う場合の要件「当該産地においてブランド化されている品種」とありますが、当産地は複数の品種を産地名を冠しブランド化（他の地域、他の品種と差別化を



を図っている。この当該複数の品種のうち一つの品種を新植したいが可能ですか。

(答)

可能です。

(問Ⅱ-142)

新植を行う場合の要件「我が国において海外に輸出している品種」とありますが、優良系統については、どのような扱いになるのでしょうか。

(答)

産地計画に新植の対象として優良系統名が記載され、しかも、当該優良系統が輸出されていることが確認できれば、当該優良系統は新植の対象になります。

### ○ 整備事業（確認関係）

(問Ⅱ-143)

整備事業における事前確認及び事後確認は、産地協議会が実施するとされていますが、産地協議会の構成員の誰が行うのですか。

(答)

事前確認・事後確認については、生産出荷団体、農業委員会、市町村等が実施するのが適当と考えております。地域の実情に応じて、あらかじめ産地協議会で実施者を決めて実施してください。

(問Ⅱ-144)

整備事業における事前確認、事後確認について、管内の農業者が、他の市町村に所有している果樹園を整備事業の対象とした場合、誰が行うのですか。

(答)

農業者が所属する産地協議会が行うことが原則ですが、当該産地協議会から出作地の産地協議会に依頼して、出作地の産地協議会で確認してもらっても良いことにしています。

ただし、出作地に産地協議会が設置されていない場合は、出作地を管轄する市町村又は生産出荷団体に依頼することになります。

(問Ⅱ-145)

整備事業における、事前確認はいつ行うのですか。

(答)

農業者から実施計画が提出された後、できる限り速やかに行うことになります。

(問Ⅱ-146)

整備事業における事前確認の際、整備事業の実施希望者が担い手であることをどのようにして確認するのですか。

(答)

「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産

省生産局長通知)では、県果協又は都道府県が産地計画を承認する際に担い手のリストの添付を義務づけていませんが、各産地においては、担い手を明確化する過程で、当該担い手が、産地計画で担い手の要件として定められた項目のいずれに該当するかを含め、リスト化したものがあると考えていますので、そのリストにより確認して下さい。

(問Ⅱ-147)

整備事業における、事後確認はいつ行うのですか。

(答)

改植・高接、新植については植栽後、廃園については抜根・伐採後、その他については工事完了後、できる限りすみやかに行うことになります。

(問Ⅱ-148)

事前確認及び事後確認に写真は必要ですか。

(答)

伐採や工事前後の写真は必要です。特に、果樹が植えられていたこと、伐採されたこと、実施計画に記載された土地に果樹が植栽されたこと、工事前の園地の状態、工事が行われたことという確認が必要となります。

この場合、印刷（プリント）又は、電子データで保存して下さい。

(問Ⅱ-149)

改植・高接において、「事業実施後1年以内に転換した園地を担い手に集積」されたことの確認は、誰がどのようにおこなうのですか。

(答)

実施計画に、園地を担い手に集積する予定年月を記載することになっているので、産地協議会はこれに照らして、賃貸借契約、委託契約書、土地台帳等の書面により確認してください。

(問Ⅱ-150)

廃園における、「廃園面積と同等以上の面積の果樹園が、原則として廃園の実施年度の翌年度までに、産地内の担い手に集積」されたことの確認は、誰がどのように行うのですか。

(答)

廃園を実施する場合、産地協議会は、廃園の実施年度の翌々年度に、担い手への園地集積状況について、賃貸借契約、委託契約書、土地台帳等の書面により確認してください。

(問Ⅱ-151)

4年後、8年後の確認は、いつ、どのようなことを確認するのですか。

(答)

産地協議会は、整備事業の実施後4年間（補植改植にあつては植栽後4年間）に少

なくとも1回及び業務方法書第107条の規定に留意して整備事業実施から8年後(補植改植にあつては植栽後8年後)に1回、行う必要があります。

確認事項は、改植、高接、廃園、特認植栽及び新植による転換等の態様の維持  
果樹園を担い手に集積する場合においては、集積予定年月に集積がなされていること。

具体的な確認事項については、業務方法書の参考様式2-1号、同2-2号を参考にしてください。

## ○ 他事業等との調整

(問Ⅱ-152)

土地改良事業地区において整備事業を実施することとなった場合、土地改良事業の計画変更は必要ですか。

(答)

土地の利用形態、事業の進捗状況等により異なりますので、都道府県・市町村の土地改良部担当局と相談して下さい。

(問Ⅱ-153)

本対策については、都道府県及び市町村単独事業等と関連づけるべきでしょうか。

(答)

本対策と一体的に実施するのが効率的な取組として、都道府県や市町村の判断において支援対象者への追加的な補助や単独事業の実施等を予め検討していただきたいと考えています。

## ○ 産地構造改革ポイント

(問Ⅱ-154)

整備事業に係る産地構造改革ポイントの趣旨、考え方について説明してください。

(答)

本対策整備事業は、産地全体の戦略的な取組として優良品目・品種への転換(改植・高接)、小規模園地整備等を計画的に行い、将来にわたって消費者の求める高品質な国産果実を継続的・安定的に生産できる産地を育成することを目的としています。

このため予算の範囲内で有効に整備事業を実施するため、産地計画の実現に資するよう産地構造改革の状況等に係る指標を定め、当該指標に応じて産地協議会単位でポイントを付与し、ポイントの合計数値が上位のものから優先的に補助金を配分することとします。

(問Ⅱ-155)

整備事業に係る産地構造改革ポイントの指標とは何ですか。また、どのように判定されますか。

(答)

産地構造改革ポイントの指標は、以下の項目です。

- 1 産地計画に関する指標は、①担い手数、②振興品目・品種の栽培面積、③事業実施（受益）面積（3項目必須）
- 2 産地の構造改革状況に関する指標は、④契約取引割合、⑤担い手の栽培面積割合、⑥果樹共済加入割合、⑦単収（うち1項目選択）
- 3 事業の取組状況に関する指標は、⑧産地計画策定期間、⑨事業実施実績割合（2項目必須）
- 4 事業実施の緊急性に関する指標は、⑩前回申請の採択状況、⑪年度内完了事業割合（2項目必須）

1～4の項目の選択指標ごとに、目標等に対する達成率等でポイントが付与されその合計をもって当該産地協議会の産地構造改革ポイントとなります。

その産地構造改革ポイントに基づき判定されます。

(問Ⅱ-156)

整備事業に係る産地構造改革ポイントは、具体的にどのように作成すればよいですか。

(答)

- 1 産地協議会は、都道府県法人等に実施計画を提出する際に、別記様式13号の別紙の7様式により①～⑪の指標についてデータを記入してください。  
なお、④～⑥の指標は、当該産地協議会において最も優れていると思う指標を1つ選択してください。
- 2 都道府県法人等は、ポイント総括表(ポイントの計算を行うためのエクセルシート)に各産地協議会のデータを入力の上、別途メール等で提出してください。

## ○ 推進事業

(問Ⅱ-157)

推進事業については、産地計画にどのように位置付けられていればいいのですか。

(答)

推進事業についても、産地計画に基づき実施することとしています。このため、対象とする品種・品目が産地計画に「生産を振興する」旨、明記されていることが必要です。また、現状分析（課題の析出）、取組の方向（具体的な将来目標とその考え方、実施方針、実施方法等）が整理されている必要があると考えています。

(問Ⅱ-158)

推進事業を行う際の果樹共済への加入要件「加入率の向上に関する目標が設定されており、当該目標の達成が確実であると認められる」かどうかについては、どのように判断するのですか。

(答)

果樹共済については、気象災害等の果樹被害の発生時において農家経営の安定に資するため、農業共済団体をはじめ生産者団体、関係行政機関が協力して体制を整備し、生産者に対して果樹共済への加入の重要性を十分浸透させることにより、加入を推進する

必要があることから、推進事業においてこのような果樹共済への加入要件を設けています。

「加入率の向上に関する目標が設定されており、当該目標の達成が確実であると認められる」かどうかについては、実施計画の承認申請時において、当該地域での加入の現状を踏まえて加入率向上の具体的目標を掲げ、推進事業を実施する当該区域を含む地域で農業共済団体、生産者団体、行政機関等を構成員とする加入推進協議会等が設置されており、定期的に会議が開催され、加入推進を図るための活動計画、加入目標等について関係者の合意形成がなされているかどうかにより判断することとします。

なお、この場合、協議会等は必ずしも受益地区ごとに設置する必要はなく、受益地区を含んでいれば、複数の農業共済組合（又は農業共済事業を行う市町村）にまたがる地域で設置した協議会等や県全体の協議会等でも差し支えありません。

(問Ⅱ-159)

推進事業における上記の果樹共済の加入要件について、当該都道府県あるいは当該地域での引き受け対象となっていない品目については、本要件は適用されないと理解していいですか。

(答)

対象品目について果樹収穫共済の引き受けが行われていない場合は適用されません。

(問Ⅱ-160)

推進事業における支援対象者について、本会が特に必要と認める者（以下「特認団体」という。）はどのような者を想定しているのですか。

(答)

推進事業における特認団体は、地域における生産構造の改革を実施するという事業の性格から、都道府県下全域や産地協議会すべてをカバーできる団体を想定しています。地域の取りまとめを行う能力が必要なことから、市町村や農協、生産出荷団体のほかに、地域全体をフォローして事業を行える団体ならば構いません。

(問Ⅱ-161)

推進事業について、毎年度、継続的に実施することができますか。

(答)

毎年度、継続的に実施することはできません。原則、単年度事業です。

推進事業は、競争力の高い産地を育成する一環として、労働力調整システム、担い手支援情報提供システム、新技術等の導入支援、販路開拓の推進強化、輸出用果実の生産・流通体系の実証など、産地計画に基づく新たな取組、いわば新たに立ち上げる取組を確実に軌道に乗せることを前提として、支援することとしています。

従って、既に産地で継続的に行われている取組、既に取り組んだことのある取組のようなものについては、本来支援対象者自らが取り組むべきものであって、国庫補助による本事業の支援対象とすることは、なじみません。

(問Ⅱ-162)

推進事業の事業実施期間について、2カ年が可能な場合とはどのような場合でしょうか。また、留意することはあるでしょうか。

(答)

推進事業については、次の場合に限り2カ年にわたる事業の実施を可能とします。

- ① 栽培技術の実証など年度を跨いで、事業を行わねばならない合理的な理由があること。
  - ② 同じような取組、反復的な取組を繰り返し行うものでないこと。
- なお、補助金の概算払いについては、精算払いする年度のみ可能です。

(問Ⅱ-163)

推進事業を実施して得られる成果品等を提出とのことですが、どのようなものを提出すればよいのですか。

(答)

各推進事業を実施して得られた成果品、あるいは取組の成果報告など、推進事業の成果、効果が分かるようなものです。

例えば、担い手支援・園地情報システムの構築でマッピングシステムを導入した場合には、入力項目（樹齢、品種、園地の位置、・・・）、情報提供の内容（出力画面など）、システム活用方法、活用者の範囲、システム導入による効果など、具体的にわかるものをお願いしています。

ただし、大苗育苗ほの設置については、成果品の提出を要しません。

(問Ⅱ-164)

それぞれのメニューでは、こういった機器等を導入できるのですか。また、購入することも可能ですか。

(答)

1 今般拡充したメニューにおいては、各種機器の導入についても支援対象としていますが、次のようなものを想定しています。

① 担い手支援・園地情報システム

園地情報を入力し、データベース化が容易となるような、情報入力端末

② 新技術等の導入・普及支援

フィールドサーバ等の園地に設置するセンサー、栽培管理用情報入力端末、ドローン（小型無人機）、その他異分野からの産地の技術革新につながる機器

③ 販路開拓・ブランド化の推進強化

携帯型品質評価装置（非破壊糖酸度測定装置）

2 機器の導入に当たっては、当該事業の目的を達成するために必要な最小限の規模とし、リースの活用等により費用の低減に努めてください。また、購入価格は50万円以内を想定しています。

3 なお、本事業により機器を導入した場合について、補助事業終了後においても、事業の趣旨に沿って適切に使用・管理してください。

(問Ⅱ-165)

推進事業において、特許権等の使用料については、補助対象になりますか。

(答)

推進事業において、新技術等の導入支援による実証ほを設置する場合にかかる特許権等の使用料等については補助対象となります。

(問Ⅱ-166)

労働力調整システムの構築については、具体的にどのようなものを想定しているのですか。

(答)

労働力調整システムの構築は、臨時雇用の植栽等その他担い手の経営規模の拡大に必要な労働力の供給を行うシステムの構築や新規就農者等のための研修を行うこととしています。

具体的にはJ A等に無料職業紹介所を設置し、希望農家に臨時雇用者をあつせんする仕組みづくり、ハローワークやシルバー人材センター等の制度を利用して雇用や作業受委託を円滑化する仕組みづくり、農業体験希望者等を会員とする営農支援組織を設立し、収穫作業等の受委託をあつせんする仕組みづくり、産地外の消費者等による収穫作業体験等を通じて短期的な労働力を確保する仕組みづくりなどが考えられます。各先進地域の情報を収集するなど各産地で工夫してシステムを構築してください。

また、この場合、新規就農者の研修については、研修園借上経費、指導員旅費・謝金等が対象です。

(問Ⅱ-167)

大苗育苗ほの設置の目的は何ですか。また、購入した苗等を一定期間育苗することのほかどのような場合を想定しているのですか。

(答)

購入した苗等を一定期間育苗することにより、改植等による未収益期間を短縮化すること、又は入手困難な新品種の苗を早急に確保すること等を目的としています。

このほか、農協等が自己保有している台木に穂木を接ぎ、これを大苗に育苗して農家に供給する場合等を想定しています。

(問Ⅱ-168)

大苗育苗ほにおいて育苗する苗等は、産地計画に位置付けられた優良品目・品種である必要がありますか。

(答)

優良品目・品種への転換等により構造改革を進めることが目的ですので、大苗育苗ほで育苗する苗についても、産地計画に位置づけられた優良な品目・品種である必要があります。

(問Ⅱ-169)

大苗育苗ほの設置において、育苗期間が数年に及びますが、ほ場借料を毎年度支払う必要があることから、毎年度、交付申請等の手続きを行う必要がありますか

(答)

推進事業については、原則として各年度毎に計画申請・交付申請・実績報告等の手続きを行うようにしています。

しかしながら、大苗育苗ほの設置については、大苗を生産するまでに複数年間のほ場設置が必要であること、通常2～5月の間に①圃場の借り上げ②苗木(幼木)の購入③運搬・植栽等一連の作業が連続すること等から、事業実施計画の申請・承認及び交付申請・決定を初年度に行い、翌年度に事業実績報告と精算払い請求を行うことができます。

(問Ⅱ-170)

大苗育苗のため購入する際の苗木の樹齢及び育成年数の基準はありますか。

(答)

事業の目的等(未収益期間の短縮、又は入手困難な新品種の苗の早急な確保等を目的とし、購入した苗等を一定期間育成)に即していれば、購入する苗木の樹齢、育成する年数には特に基準(制限)は設けていませんが、

果樹の品目や品種によって状況が異なるので、当該都道府県の農業試験場と相談のうえ、本会に相談してください。

(問Ⅱ-171)

大苗育苗ほの設置について、どのような経費が補助対象になりますか。用水・かん水施設の整備やハウスの建設に要する経費については補助対象になりますか。

(答)

苗木育苗ほ又は接木用穂木採ほ園の設置のためのほ場借料、接木用台木購入費、接木用穂木購入費、苗木購入費、母樹購入費等の経費が補助対象になります。

用水・かん水施設の整備やハウスの建設に要する経費については、補助対象外です。そもそも、苗木を育成するにふさわしい環境のところを選定して事業を実施することが基本です。

(問Ⅱ-172)

支援対象者のJAが農家の土地を借り上げて大苗ほを設置する場合、借地料の目安はありますか。

(答)

大苗育苗ほ設置のため農地を借地する場合の借地料については、基本的に当該市町村の農業委員会が設定する「標準小作料」が目安となります。

(問Ⅱ-173)

大苗育苗ほの設置で育苗された大苗を農家へ販売し、その販売代金を管理委託料に



充当してよいですか。

(答)

販売代金を管理委託料に充当することは可能です。農家へ販売する際の苗の販売価格については、大苗育苗に係る補助金相当額を差し引いて設定することが必要です。また、その販売価格については栽培管理に要した経費に見合った額であることが必要です。

(問Ⅱ-174)

穂木の配布用母樹の育成・維持体制の整備について、具体的にどういった支援が受けられるのですか。

(答)

母樹の育成のための網室等の整備を想定しています。一般の産地というよりはむしろ、公的研究機関や当該機関から受託した農協等を想定しています。

(問Ⅱ-175)

新技術等の導入・普及支援は、具体的にどのようなものを想定しているのですか。

(答)

新技術等の導入支援では、生産現場において普及率が低く、今後普及させることが望ましい技術の導入のための実証及び定着、標準化するための技術研修会の開催等を想定しています。

具体的には、消費者が求める高品質果実の安定的な生産(ブランド化)を実現するため、高品質化新技術を導入のほか、その技術を定着、標準化させ、産地全体として安定した品質・量に対する評価を確立させるために必要な実証・展示、技術研修会の実施です。

(問Ⅱ-176)

新技術等の導入・普及支援の対象となる新技術等とはどのようなものですか。何か基準があるのですか。

(答)

産地計画に位置づけられている技術であって、全国で普及が進んでいない技術、全国ではある程度普及が進んでいるが当該地域で普及していない技術又は普及が必要と判断される技術などが考えられます。実施計画の作成の段階で必要性をよく検討してください。

なお、基準は

- ① 当該産地の公的試験研究機関において推進すべきとされている技術
- ② 当該産地において普及率が低く、今後普及させることが望ましい技術
- ③ 消費者が求める高品質果実の安定的な生産(ブランド化)を実現するための高品質化技術又は大幅な省力化が期待できる技術等

が考えられます。

(問Ⅱ-177)

新技術等の導入・普及支援において、担い手の技術等の向上のための研修会、講演会、県内・県外産地研修は対象になりますか。

(答)

新技術等の導入、定着、標準化のための実証を行う場合は、実績検討会や技術研修会として実施可能です。

なお、補助対象経費は、研修会等講師・指導員の旅費・謝金、資料印刷費、会場借料などで、参加者の旅費、受講費、資料代、飲食代などは対象になりません。

(問Ⅱ-178)

新技術等の導入・普及支援について、異業種とのマッチングに向け、民間企業の研究動向を調査したいが、どのような場合が可能でしょうか。また、どのようなことに留意すべきでしょうか。

(答)

①産地計画に位置づけられた新技術等であることが必要です。②調査先、調査結果についても、事前の情報入手により、確実に補助事業の目的に沿った具体的な調査結果が得られる見通しのある調査先を選定してください。③また、調査内容についても、事前に質問項目を設定し、効率的に行うようにしてください。④調査人数については、調査結果を十分説明、活用できる者等最低限の人数としてください。

(問Ⅱ-179)

新技術の導入・普及支援のうちICTの導入活用について、どのような取組が対象となるのですか。

(答)

ICTの導入実証については、例えば園地に設置したセンサー（フィールドサーバー）から得られる気象情報等のデータを元に栽培管理に活用することを実証するような場合に、ICT機器（センサー）、実証用資材費、システム開発・管理コンサルタント費等が補助対象となります。

ICT技術の導入については、様々なケースが想定されますので、導入を検討する場合には事前に本会にご相談いただきますようよろしくお願いいたします。

(問Ⅱ-180)

産地計画に今後生産を振興すべき優良品目・品種と明記されている果樹については、すべて販路開拓・ブランド化の推進強化の対象になるのですか。

また、海外での活動も対象になるのですか

(答)

販路開拓の推進強化については、生産を振興すべき品目・品種（優良品目・品種）を対象として、ブランド化を進め、販路開拓を行うための調査、展示会等の活動を行うことを想定しており、産地計画に定められた流通販売戦略を基本に行うこととしています。

従って、産地計画において、今後生産を振興すべき優良品目・品種として記載されており、そのための流通販売戦略が産地計画に定められていれば対象となります。

また、基本的には国内における活動を対象として考えていますが、輸出等の戦略を産地計画に販売戦略として定めている場合は、計画の内容により対象となるか否かを判断しますので、具体的な計画がある場合には、本会にお問い合わせください。

(問Ⅱ-181)

販路開拓・ブランド化の推進強化において、生果だけでなく、その加工品も対象となりますか。

(答)

産地計画に明記されている生産を振興すべき優良品目・品種（優良品目・品種）の生果及びその加工品が対象となります。

このため、優良品目・品種の生果またはその加工品のみを事業の対象としていることを証明できるよう関係資料を整理しておく必要があります。

なお、販売開拓の推進活動等を行った場合は、今後生産を振興すべき優良品目・品種とそれ以外の果実の数量（割合）を明確に把握・記録しておいてください。

(問Ⅱ-182)

県統一のうんしゅうみかんブランドが導入されていないある地域において、今後、県統一ブランドうんしゅうみかんを導入する場合、販路開拓の推進強化の事業の対象になりますか。

(答)

当該地域の産地計画において、これまで行っていなかった都道府県統一ブランドを活用した販売戦略を定めている場合は、事業の対象となります。

(問Ⅱ-183)

輸出用果実の生産・流通体系の実証において、どのような経費が補助対象となりますか。

(答)

補助対象となる経費は、実証ほ借上料、実証用資材費、実証ほ試験設計・成績検討会資料印刷費、残留農薬分析費等です。

ただし、実証ほの規模は、技術的な検討を行うために必要な最低限の規模とします。

(問Ⅱ-184)

輸出用果実の生産・流通体系の実証において、輸出先での市場調査や販促活動は補助対象となりますか。

また、検査官の招聘等の検査費用は補助対象となりますか。

(答)

輸出先国及び地域の輸入条件に適合した果実の生産・流通体系を実証する取組に要する経費に対し、補助することとしています。従って、輸出先での市場調査や販促活動、

国内外での商談、検査官の招聘等の検査費用は補助の対象としていません。これらは、農山漁村6次産業化対策事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策事業等の活用を検討してください。

(問Ⅱ-185)

輸出用果実の生産・流通体系の実証において、既に輸出に取り組んでいる産地も事業を実施できますか。

(答)

産地における輸出実績の有無にかかわらず、本事業を実施することは可能です。

## ○ 推進事務費

(問Ⅱ-186)

推進事務費はどのような基準でどのような使途に使えばいいですか。

(答)

推進事務費は果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援対策事業の推進に必要な以下の経費を対象としています。

- ① 果樹経営支援対策事業の推進に必要な会議の会場借料、旅費
- ② 事業計画書等関係書類の送付等の通信費、事前確認・事後確認に必要な車の燃料費、確認に必要な機械、器具(例えばデジカメやGPS測量機)等の購入費やリース(レンタル)費、関係書類の保管に要する備品購入費のほか産地協議会が実務の推進上、必要となる経費も対象としています。

他事業と合わせて要する経費については、合理的な使用割合も用いてそれぞれに応じた額を算出して下さい。

詳細については、本会にお問い合わせください。

(問Ⅱ-187)

会議用等の弁当代は認められますか。

(答)

弁当代・お茶代については、いずれも認められません。

(問Ⅱ-188)

推進事務費として使用した経費の証拠書類は保管しておく必要がありますか。

(答)

領収書や帳簿等の証拠書類は保管しておいてください。

なお、

- ① 都道府県法人等の支出に係る分については、経費明細書を本会に提出
- ② 産地協議会の支出に係る分については、領収書の写しを都道府県法人等に提出して下さい。

## ○ 消費税関係、帳簿等の保管整備

(問Ⅱ-189)

一般課税事業者における仕入れに係る消費税相当額についての取扱いはどうなりますか。

(答)

- 1 補助金の交付決定の段階で仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかな場合には、この仕入税額控除対象額を減額して申請してください。
- 2 申請時において同税額が明らかでないものについては、精算条件を付して消費税相当額を含めて交付決定を行い、事業実施状況報告の際に減額して報告するものとします。

事業実施計画書の申請に当たっては、その備考欄に、免税事業者、課税事業者（一般課税業者）、課税業者（簡易課税業者）に応じて、免税、一般、簡易のいずれかを記載し、

- ① 仕入税額控除対象額を減額した場合は、「除税額〇〇円、うち補助金〇〇円」を、
  - ② 同税額がない場合は、「該当なし」を、
  - ③ 同税額が明らかでない場合は、「含税額」を、  
のいずれかを記入するものとしています。
- 3 さらに、補助金の額の確定後、消費税の申告により仕入税額控除対象額が明らかになる場合は、返還条件を付して消費税相当額を含めた額について補助金の額の確定を行い、仕入税額控除対象額が確定した段階でその額を返還して頂くこととなります。
  - 4 なお、「仕入税額控除対象額」とは、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいいます。

参考：「補助事業等における消費税相当額の取扱いについて」（平成5年3月19日付け5経第311号農林水産事務次官通達）

(問Ⅱ-190)

果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援対策事業において、補助金の受け取りを請求する場合において、定額補助の場合も、定率事業と同様に領収書などの証拠書類の提出は必要ですか。

(答)

証拠書類の提出は必要ありませんが、事業に要した経費に係る領収書については、定額、定率の事業に係わらず保管しておいて下さい。果樹未収益期間支援事業についても同様です。

(問Ⅱ-191)

果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援対策事業において、交付決定条件の中に、補助金にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備えることと、証拠書類の保管が義務づけられていますが、その理由を教えてください。

(答)

国庫補助事業に係る補助金受給者の当然の義務として、補助金にかかる収入・支出に関する書類を保管しておくことが必要との考えによるものです。また、このことは、事業の目的に合致した適切に事業実施が行われたか否か、判断するための資料としても有効であると考えます。

(問Ⅱ-192)

上記の帳簿や証拠書類のほかに、整備保管しなければならない書類はありますか。

(答)

果樹経営支援対策事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、交付決定条件に定める財産管理台帳及び関係種類を整備保管しなければなりません。

## ○ 税制・年金関係

(問Ⅱ-193)

基準日より前に廃園した場合、経営移譲はどのように行えばよいでしょうか。

(答)

経営移譲を行うためには、基準日において30アール以上の経営農地面積（処分対象農地等）が必要です。

基準日前に植林その他転用の態様をとる廃園とし、農地等以外の地目にした土地は処分対象農地等としてカウントされません。従って、経営移譲年金の受給権取得のためには、基準日に残余の農地等が30アール以上となるようにすることが必要です。

一方、事業実施後も、他の作物（野菜等）を植えるなどにより、その土地が農地等であるならば、処分対象農地等となります。従って、この場合には、この農地等も含めて経営移譲することが必要です。

(問Ⅱ-194)

経営移譲年金を受給しようとする者が、基準日以降経営移譲終了日までに、植林その他転用の態様をとる廃園とした場合、経営移譲年金の受給権を取得できますか。

(答)

基準日以降に、植林その他転用の態様をとる廃園により、農地等でないものとした場合は、残余の経営農地等を適格に処分しても不適格な経営移譲となり、受給権を取得出来なくなります。

従って、本事業により、植林その他転用の態様をとる廃園とする際には、植林その他転用の態様をとる廃園とした日の翌日以降の日が基準日となるよう経営移譲を行う必要があります。ただし、この場合、経営移譲終了日が65歳の誕生日の2日前となるようにすることが必要です。

(問Ⅱ-195)

整備事業を実施することによって経営移譲年金は支給停止とならないのでしょうか。

(答)

「所有権の移転による経営移譲」や「第3者への経営移譲で基本額の経営移譲年金を受給している」場合については、事業の実施により、支給停止となることは原則としてありません。

「使用収益権を設定し後継者に経営移譲」している場合にあっては、後継者が経営移譲を受けている果樹園を一部でも植林その他転用の態様をとる廃園とした際に、経営移譲年金は支給停止となります。

また、「第3者に使用収益権を設定して加算付の経営移譲年金を受給している」場合にあっては、第3者に貸し付けている果樹園の返還を受け、一部でも植林その他転用の態様をとる廃園とすると、返還から1年後に経営移譲年金の加算額部分が支給停止となります。

ただし、果樹経営支援対策事業等の国の施策の実施を理由として、植林を行った場合には、必要な手続きを行うことにより経営移譲年金の支給が停止されないこととなっています。

(問Ⅱ-196)

相続税及び贈与税の納税猶予の特例を受けている果樹園について、転換等を実施した場合、納税猶予は打ち切られますか。

(答)

納税猶予の特例を受けている果樹園を植林又は転用を伴う廃園とした場合は納税猶予が打ち切られますので、注意する必要があります。

詳しくは農業委員会に相談してください。

(問Ⅱ-197)

相続税及び贈与税の納税猶予の特例を受けている果樹園について、賃貸、売買等を実施した場合、納税猶予は打ち切られますか。

(答)

納税猶予の特例を受けている果樹園について、譲渡、贈与、転用、使用貸借権の設定、賃借権の設定、耕作の放棄等をした場合は、原則、納税猶予が打ち切られますので、注意する必要があります。

なお、相続税・贈与税の納税猶予の対象地について、農業経営基盤強化促進法等に基づく事業による貸付け（特定貸付け。贈与税の納税猶予の対象地については、納税猶予を受けてから一定期間経過している必要があります）をした場合や相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けている者が重度の障害等により営農困難な状態となった場合の貸付け（営農困難時貸付け）をした場合は、納税猶予は打ち切られない特例が措置されています。この他にも納税猶予が打ち切られない特例等もありますので、詳しくは農業委員会に相談してください。

(問Ⅱ-198)

補助金の税金上の取扱いを教えてください。また、税制優遇措置はないのですか。

(答)

課税所得扱いとなります。また、税制優遇措置はありません。

なお、確定申告等の取扱については、農業所得の雑収入として扱うのが一般的ですが、所管する税務署へお問い合わせください。

○ 整備事業（農地中間管理機構を活用した改植等）

(問Ⅱ-199)

農地中間管理機構は果樹経営支援対策事業においてどこまで実施できるのですか。

(答)

整備事業のうち廃園を除いた事業（改植、高接、小規模園地整備、用水・かん水施設の整備及び特認事業（園地管理軌道施設の整備、特認植栽、防霜設備・防風設備の整備及び新植）を実施することが可能です。どの整備を行うかは、農地中間管理機構の判断となります。

なお、推進事業は実施することができません。

(問Ⅱ-200)

農地中間管理機構から果樹園を借りたい場合、どのように申し込めば良いですか。また、機構に改植等を行ってほしい場合にはどうすればよいですか。

(答)

- 1 担い手（新規就農者を含む）の方が、農地中間管理機構から果樹園を借りたい場合、機構の行う「農地の借受公募」に申し込む必要があります。
- 2 機構は、同公募により申し込んだ借受希望者からその希望内容を踏まえて農地のマッチングを行うこととなり、機構が改植等を行うかについては、機構が借受希望者の改植等に係る意向を踏まえて決めていくことが基本となります。

(問Ⅱ-201)

農地中間管理機構が改植等を実施する場合、どの時点で実施すればよいですか。小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、排水路の整備）の場合はどうですか。

(答)

- 1 出し手から農地中間管理機構が借り受けた果樹園は、確実に、担い手（借り手）に転貸され、適切に利用されることが求められることから、担い手の意向を聞いて改植等を実施することが基本となります。
- 2 このため、機構は、担い手（借り手）の候補者の中から、転貸の相手先を調整する際に、改植の可否についても確認することが求められます。小規模園地整備等の場合も同様です。

(問Ⅱ-202)

借り手を確保する前に、農地中間管理機構が改植等を実施したいのですがよいですか。小規模園地整備の場合はどうですか。



(答)

本来は、借り手の意向を聞いて改植等を実施することが基本となりますが、改植等を実施した果樹園が借り手（新規就農者等）に転貸されることが確実と見込まれる場合、あらかじめ改植等を実施することは可能です。小規模園地整備等の場合も同様です。

(問Ⅱ-203)

農地中間管理機構が改植等を実施する場合、実施計画はどこに提出する必要がありますか。

(答)

- 1 あらかじめ借り手がわかっている場合、その借り手となる担い手の住所地にある産地協議会に提出することとなります。この場合、生産出荷団体を経由せず、直接、産地協議会に提出します。
- 2 それ以外の場合、その果樹園の所在地にある産地協議会に直接提出することとなります。

(問Ⅱ-204)

農地中間管理機構が改植等を実施したい場合、事業実施計画書は、いつ頃を目途として作成・提出することになりますか。また、出し手からの土地の借受けの手続きが終わる前に、機構は事業実施計画書を提出することは可能ですか。

(答)

- 1 果樹経営支援対策事業は、公募により選定された事業実施主体（平成28年度は中央果実協会）の公募により実施され、例年、年3回、4月末日、9月末日、12月中旬頃が締切りとなっています。これを踏まえ、都道府県法人等、産地協議会で締切りを定めておりますので、改植する時期等を考慮しつつ、締切りに間に合うよう、事前に、都道府県法人等にご確認下さい。  
（2月までに改植を実施するためには、少なくとも3回目（通常、12月中旬頃）の公募の際には事業実施計画書を提出できるよう準備を進めてください。）
- 2 なお、事業実施計画の提出時に、出し手からの土地の借受けが完了していなくても、改植までに出し手からの仮借受けが完了し、改植が行われることが確実であれば、事業実施計画書の提出は可能です。

(問Ⅱ-205)

農地中間管理機構から転貸を受ける借り手は、産地計画の担い手に位置づける必要はありますか。

(答)

整備事業（改植等）、果樹未収益期間支援事業は、産地計画に位置づけられた担い手を対象に支援を行っています。このため、産地計画の担い手リスト等に追加される必要があります。

(問Ⅱ-206)

農地中間管理機構が改植等を実施した場合に、担い手が未収益期間の支援を受けるための手続きは、どのようにしたらよいですか。また、支援額はどうなりますか。

(答)

1 通常の改植等では、改植等を行う担い手が、改植等の事業実施計画と未収益期間の支援対象者としての承認申請を兼ねて、生産者団体を經由して又は産地協議会に直接書類を提出しますが、農地中間管理機構が改植等を実施する場合は、次のとおりです。

(1) 借り手の意向を受け改植等を行い、改植後1年未満で転貸することが確実な場合改植等を行う機構が、未収益期間の支援対象者としての承認申請に係る借り手（担い手）の書類と併せて、産地協議会に提出することとなります。その後、実際に、借り手（担い手）に転貸され、営農開始が確実であれば、支払いが可能となります。

なお、結果的に、改植等を実施した後、転貸までに要する期間が1年以上になることが見込まれることとなった場合には、借り手（担い手）は、一旦、当該事業の中止の手続き（計画変更の手続き）を行い、その後、転貸が確実となった段階で、再度、事業実施計画を提出することになります。

(2) あらかじめ借り手が決まっておらず、改植後、転貸までに1年以上の場合

機構は、先に、改植等に係る手続きのみ行い事業を完了します。その後、借り手が見つければ、機構は、未収益期間の支援対象者としての承認申請に係る借り手（担い手）の書類を、改植等の実績報告（承認済み）の写し及び改植等を行った者から当該園地の貸借権等の権利設定がなされたことを証す書面の写しと併せて、産地協議会に提出することとなります。その後、実際に、借り手に転貸され、営農開始が確実であれば、支払いが可能となります。

2 未収益期間の支援単価は、5.5万円/10aですが、支援対象期間は、改植の取組後1年未満に担い手に転貸され営農を開始する場合には通常の4年間分、1年以上2年未満の場合（機構が1年以上2年未満で保全管理する場合）は1年分減じた3年間分とするなど、機構による改植後の保全管理の年数を減じたものとなります。この支援単価に支援対象期間を乗じたものが支援額となります。

(問Ⅱ-207)

産地協議会による改植後4年以内及び8年目に行われる園地の確認は、どのように行われますか。

(答)

既に担い手（借り手）に転貸している場合であっても、農地中間管理機構協力を得て、産地協議会が確認を行います。

(問Ⅱ-208)

農地中間管理機構が改植等を実施した果樹園を担い手（借り手）が借り受けた後、担い手がやむを得ず、果樹園の経営を中止した場合、どのような手続きが必要ですか。また、補助金返還等

はどうなりますか。

(答)

農地中間管理機構から農地を借り受けた担い手（借り手）が果樹園の経営を中止しようとする場合には、機構が都道府県法人等にその旨、届け出てください。その後、機構が新たな担い手に転貸した場合にも、機構は都道府県法人等にその旨、届ける必要があります。なお、新たな担い手に転貸するまでの間、機構は適切に園地を管理する必要があります。交付決定条件等からみて補助金の返還事由に該当するような事態が生じた場合は、都道府県法人等の指示に従ってください。

## ○ 整備事業（補植改植）

(問Ⅱ-209)

「補植改植」とは、どのような改植ですか。

(答)

「補植改植」とは、未収益期間の影響を緩和するため、一定期間内に果樹の樹体の伐採等を確実にを行うことを前提に既存の果樹の近傍に優良な品目又は品種の苗木を植栽し、その後既存の果樹の樹体の伐採等を行う改植の手法です。

本事業においては、試験的に導入したこともあり、植栽の翌々年度までに伐採等を行う場合を支援対象としています。

また、伐採後の植栽密度については、通常の改植と同様、通常の栽植密度を有し、通常の収穫を上げられうるものであることが必要です。

なお、改植単価、面積等の要件は通常の改植と同様ですが、未収益期間が大幅に短縮される手法であることにかんがみ、果樹未収益期間支援事業の対象としておりません。

(問Ⅱ-210)

樹齢の相異なる樹木が混在している園地において点在する老木、被害樹等のみを対象とした改植は対象となりますか。

(答)

「補植改植」の面積要件については、通常の改植と同様、地続きでおおむね2アール以上とする必要があります。

樹齢の相異なる樹木が混在している園地において点在する老木、被害樹等のみ対象とした改植は認められません。

(問Ⅱ-211)

J A等の農業団体が補植改植の栽培指針等を作成していれば、補植改植することは可能ですか。

(答)

J A等の農業団体の栽培指針等に記載されているだけでは、対象になりません。

都道府県の作成した栽培指針等において対象とする品種について、補植改植の方法や通常の収穫をあげうるものであることが示されている必要があります。

(問Ⅱ-212)

同一品種の補植改植は、支援の対象になるでしょうか。

(答)

原則として支援の対象にはなりません。通常、改植と同様、りんごのわい化栽培を導入する場合や産地計画に生産性向上が期待される技術として位置づけられている技術を導入する場合、産地計画に位置づけられた優良系統を導入する場合等においては、対象になり得ます。

(問Ⅱ-213)

補植改植の事業実施期間は何年でしょうか。また、どの時点で事業の実績報告、補助金の支払請求をするのでしょうか。

(答)

植栽の翌々年度までに伐採等を行うことになっていますので、事業実施期間は3年度以内となります。従って、植栽後から3年度目以降に伐採等した場合には補助の対象にはなりませんのでご注意ください。

事業の実績報告及び補助金の支払請求は、伐採等を行った後になりますので、年度末に伐採された場合等、通常、改植と同様に、事務手続きは年度を超えて4年度目にかかっても構いません。なお、概算払い等はできませんので、御留意ください。

(問Ⅱ-214)

補植改植を実施する場合の、対象果樹園の計画面積はどのように算出するのですか。既存樹の面積の扱いはどうなりますか。

(答)

問Ⅱ-22～24を参照にして、通常、改植と同様に算出してください。

補植改植後の園地は現行の園地と同様の状態になることを前提にしているため、基本的には既存園地の面積が計画面積になると考えられます。

(問Ⅱ-215)

補植改植を行った場合の事前確認、事後確認、4年以内の確認、8年後の確認について、どの時点で行えばよろしいでしょうか。

(答)

事前確認は、苗木を発注・植栽しようとする前に行う必要があります。

事後確認については、苗木を植栽し、既存の果樹の樹体を伐採等した後に行うこととなります。また、実績報告の際には、伐採等を完了した年月日を記載する必要があります。

4年以内の確認については、植栽後から4年間以内に行うことになり、8年後の確認については、業務方法書107条の規定に留意して植栽後8年後に行う必要があります。

○ 整備事業（自然災害・キウイフルーツかいよう病の新系統関係）

(問Ⅱ-216)

対象となる自然災害は、どのようなものですか。

(答)

市町村のエリアを超えるような一定の広がり地域において、原則、前年以降（前年1月1日から事業実施計画申請までの間）に発生した自然災害で、都道府県、市町村等により当該地域の被害に関する具体的な対策の検討、指導等の対応が行われ、改植等が必要と判断される被害を受けたもので、農林水産省と相談の上中央果実協会が認めたものを対象とします。

なお、事業実施計画の申請書類には市町村等による被災証明書等や都道府県・市町村等による当該地域を対象とした災害対策本部設置書類など自然災害の発生、被害対策の実施状況等が判断できる資料の添付を求めるとしてあり、事前確認、事後確認は市町村職員等の協力を得て実施することとしています。

(問Ⅱ-217)

自然災害等の被害を受け、事業実施計画の承認前に伐採等を行った場合も改植等の対象となりますか。

(答)

事業の対象にはなりません。ただし、要領の第9の1に定めた「平成26年5月以降に確認されたキウイフルーツかいよう病の新系統（Psa3）の発生」及び「平成28年熊本地震」については、業務方法書の規定に基づき、事業実施計画承認以前に着手したもののについても対象となります。

(問Ⅱ-218)

面積要件はどうなりますか。

(答)

自然災害による被害を受けた園地の改植事業の要件（支援対象者ごとの改植面積の合計でおおむね2アール以上）を満たせば補助対象とすることとしています。

(問Ⅱ-219)

被災園地と通常園地の合計でおおむね2アール以上の面積要件を満たせば改植できますか。この場合、通常園地についても改植元と同一の品種の改植が可能ですか。

(答)

面積要件については、被害を受けた支援対象者の園地において、被災園地（被害樹が存在する園地）と通常園地（被害樹が存在しない園地）における改植面積の合計がおおむね2アール以上あれば実施できます。この場合、被災園地においてのみ被害樹等の補植的改植（いわゆる斑改植、千鳥改植等）が可能です。

改植先品種については、被災園地及び被災園地と地続きの通常園地のみ、改植元と同一品種での改植を認めることとします。

このため、面積要件を満たすために被災園地と地続きでない通常園地の改植を一緒に行う場合、通常園地の部分については同一品種での改植は認められません。

(問Ⅱ-220)

被災園地における改植の場合、同一品種への改植はできますか。例えば、りんごの「ふじ」が産地計画上の振興品種となっている場合、わい化栽培ではなく普通栽培での改植でも、同一品種の「ふじ」への改植が対象になりますか。

(答)

改植先の品種が優良な品種（産地計画に生産を振興する旨、明記されている品種）であれば対象になります。

(問Ⅱ-221)

過去に果樹経営支援対策事業で改植した園地において幼木と果樹棚が被害を受けた場合、再度改植事業の補助対象となりますか。

(答)

過去に果樹経営支援対策事業で改植を実施した園地については、再度補助対象とすることはできません。（ただし、事業実施後8年を超えるものについては、補助対象とすることが可能です。）

(問Ⅱ-222)

自然災害等の発生を受け、改植を行う場合、事業申請はいつからできますか。

(答)

自然災害等の事業申請については、随時受け付けていますので、通常の公募申請期限にかかわらず、産地協議会ごとに取りまとめて都道府県法人等に申請してください。

(問Ⅱ-223)

Psa 3 系統の発生園地において改植等を行う場合、どのようなことに気をつける必要がありますか。

(答)

Psa 3 系統については、品種によって被害の程度に大きな違いが見られ、罹病性品種を同一園地や近隣園地に植えると再感染するおそれがあります。

このため、支援対象者が苗木の定植や穂木の高接ぎを行う前に、産地協議会において、同一品種等の罹病性品種への改植等を行う場合のガイドライン（改植等を行う園地は、科学的知見をもとに、発生園地から一定の距離を置く等の措置を記載したもの）を作成し、支援対象者はこれに則した改植等を行う必要があります。

(問Ⅱ-224)

ガイドラインは、科学的知見をもとに作成することとなっていますが、誰がどのように作成すればよいですか。

(答)

ガイドラインは産地協議会が作成することとなっていますが、それぞれの地域のPsa 3系統のまん延防止対策方針、気象、園地状況等の実情を鑑み、県、市町村が作成したものを利用していただいで結構です。

ガイドライン作成にあたっては、国、地方公共団体、試験研究機関等の情報や知見に基づき、関係する地域の行政機関、試験研究機関の指導のもとに再感染防止の観点を重視して作成してください。